

島根県次世代育成支援行動計画
島根県子ども・子育て支援事業支援計画
島根県ひとり親家庭等自立支援計画

資料 1

令和元年12月17日
島根県子ども・子育て支援推進会議資料
島根県子ども・子育て支援課

しまねっ子 すくすくプラン

〈令和2(2020)年度～令和6(2024)年度〉

〔案〕

令和2年 月

島 根 県

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨（背景及び目的）	1
2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）	2
3 計画の期間	2

第2章 島根県の子ども・子育てを取り巻く現状

1 少子化の進行	3
2 少子化の要因	4
3 就学前児童の状況	9
4 放課後児童クラブの状況	9
5 <u>代替養育を必要とする児童</u>	10
6 ひとり親家庭等の状況	10

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す社会像	12
2 基本理念	13

第4章 施策の展開

1 施策の展開に当たっての視点	17
2 計画の柱立て	18
3 施策体系図	22
4 施策の具体的な内容	23

基本理念Ⅰ 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

施策① 県民気運の醸成	23
施策② 地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大	24

基本理念Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策2 たくましい子どもの育ち

施策① 幼児期の教育・保育の充実	25
施策② 子どもの生きる力の育成	26
施策③ 家庭や地域の教育力の向上	28
施策④ 青少年の健全育成の推進	29

基本施策3 次代の親の育成

施策① 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進	31
施策② 若い世代の就業促進	32

基本理念Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策4 子育てに関する多様な支援の充実

施策① <u>切れ目ない相談・支援体制づくり</u>	33
施策② 親子の交流や相談の場の充実	34
施策③ 教育・保育等の提供体制の確保・充実	35
施策④ <u>放課後児童健全育成の充実</u>	36
施策⑤ 経済的負担への対応	37

基本施策5 子どもを守り育てる仕組みづくり

施策① 人権が尊重される社会の実現	38
施策② 子どもと家庭の相談体制の強化	39
施策③ 児童虐待防止対策の充実強化	41
施策④ <u>社会的養育の充実・強化</u>	42

基本施策6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

施策① 障がい児への支援の推進	44
施策② ひとり親家庭等の自立支援の推進	45

基本理念IV 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

基本施策7 結婚支援の充実

施策① 結婚に対する気運の醸成	47
施策② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化	48

基本施策8 子どもと親の健康の確保

施策① 妊娠・出産等への支援	49
施策② 母子保健等の充実	50
施策③ 小児医療の充実	51
施策④ 食育の推進	51

基本施策9 仕事と生活の調和

施策① 仕事と <u>子育て</u> の両立支援	53
施策② <u>子育てしながら働きやすい環境づくり</u>	54

基本施策10 安心して子育てできるまちづくり

施策① <u>快適</u> な生活環境の確保	55
施策② 安全・安心なまちづくり	56

第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域	59
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	60
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	71
4 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等	74
5 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保及び資質の向上に必要な支援	76
6 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援	80

第6章 計画の推進

1 県民が一体となった推進	81
2 全庁的な推進	81
3 国・市町村との連携	81
4 計画の点検・評価・見直し	81

資料編

目的を達成するための主要事業	
島根県子ども・子育て支援推進会議条例	
島根県子ども・子育て支援推進会議委員名簿	

注) 資料編は次回会議 (R2.3 予定) の資料に掲載予定

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨（背景及び目的）

全国的に少子化が進む中、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、子育て支援や働き方の改革など、次世代育成に向けた取組が強化されてきました。

島根県においても、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に島根県次世代育成支援行動計画の前期計画を、平成22年に後期計画を策定し、10年間の計画的・集中的な次世代育成支援（少子化）対策の取組を進めてきました。

その結果、仕事と子育てが両立できる環境の整備が一定程度進み、合計特殊出生率は増加に転じたものの、依然として人口均衡に必要な2.07（人口置換水準）を下回っており、少子化に歯止めがかからない状況が続いています。

少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがし、社会保障制度等における現役世代の負担の増大、子ども同士の切磋琢磨や、触れ合いの機会の減少による子どもの健やかな成長への懸念など、県民一人ひとりの生活に深刻な影響をもたらします。

こうした中、国においては、社会保障制度改革の一環として、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供による子どもの健やかな成長の実現や地域子ども・子育て支援の充実等、社会全体で子育てを支援する取組を推進するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法などいわゆる子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

さらに、日本全体での人口減少問題が顕著化し、地域における急速な少子高齢化に伴う人口減少と東京圏への人口集中を是正するため「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、平成27年10月に「まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んできました。

このような社会情勢の中、島根県においても、子ども一人ひとりが健やかに成長することができるよう、幼児期の教育・保育、子育て支援の量的拡充・質の向上等に取り組むとともに、出生率が向上し、人口減少に歯止めをかけられるよう、若い世代が安心して働き、希望通り結婚、出産、子育てができる社会の実現を図る必要があります。

併せて、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を抱える子どもを含めた全ての子どもが健やかに成長できるよう、社会的養育体制の充実をはじめとした各種支援体制の強化を図る必要があります。

このような認識に基づき、県を挙げて計画的・総合的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援を推進するための指針として、「島根県次世代育成支援行動計画」「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」「島根県ひとり親家庭等自立支援計画」（しまねっ子すくすくプラン）を策定します。

なお、子ども・子育て支援法では、「教育・保育の質の向上策」や「保育士の人材確保策」等について具体的に定め、計画的に推進していくことが求められています。このため、本計画では、これらの内容について、第4章でその方向性を示したうえで、第5章において具体的な取組内容を記載することとしました。

2 計画の性格（法定計画、他の県計画との関係等）

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象として、集中的、計画的、総合的に進めていく次世代育成支援対策の方向性、施策の目標、施策の内容を定めるものであるとともに、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村子ども・子育て支援計画の達成に資するため、広域的な見地から、教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施等、子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進に関して必要な内容を定めるものでもあり、併せて、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に基づき、ひとり親家庭等の自立支援を図る施策を計画的、総合的に進めるために必要な内容を定めるものです。

また、この計画は、「島根創生計画」をはじめ、「しまね青少年プラン」、「島根県社会的養育推進計画」、「島根県保健医療計画」、「島根県地域福祉支援計画」、「島根県障がい者基本計画」、「島根県障がい児福祉計画」、「しまね教育ビジョン21」等、他の県計画との整合性を図りながら、施策を推進するものです。

3 計画の期間

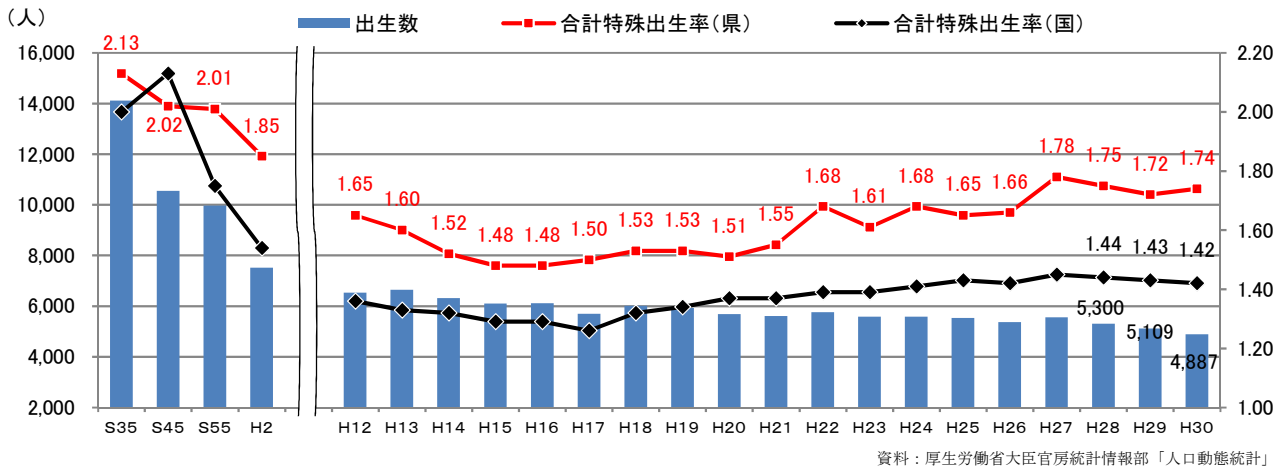
計画の期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

第2章 島根県の子ども・子育てを取り巻く現状

1 少子化の進行

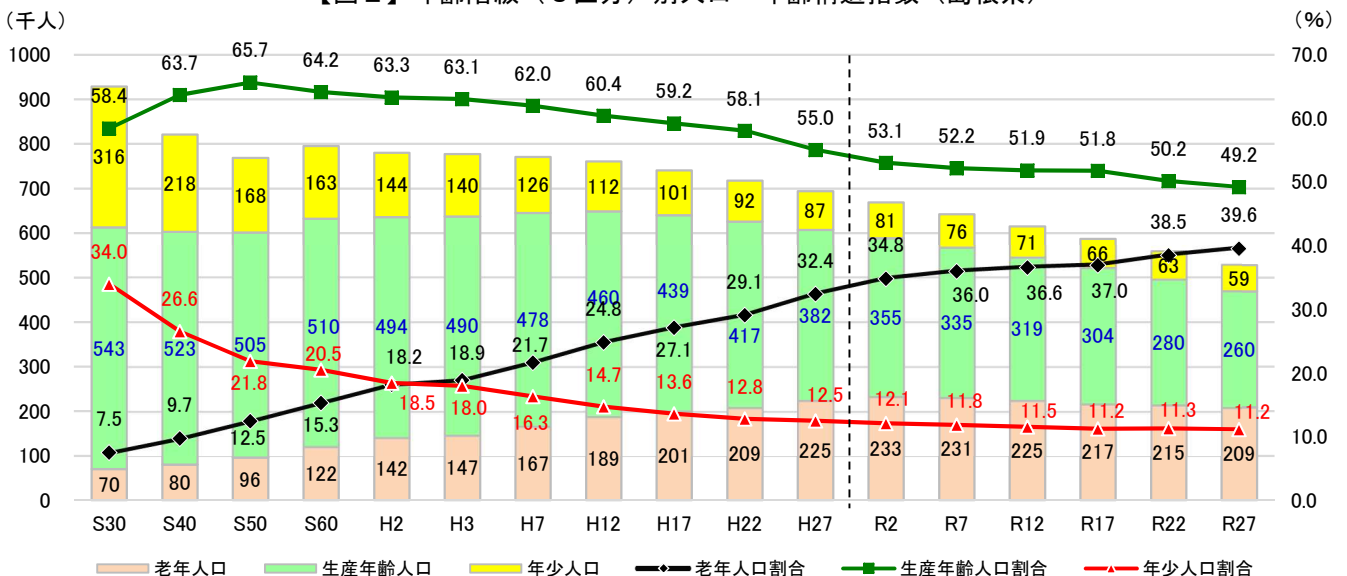
- 島根県の出生数は、戦後のベビーブームをピークに減少に転じ、近年は、増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向にあります。
- 合計特殊出生率も、出生数と同様に減少傾向にありましたが、平成17年以降は、増加傾向に転じています。平成30年の合計特殊出生率は1.74で、全国平均1.42より高い状況(全国2位)にあります。

【図1】出生数と婚姻数、合計特殊出生率の推移（全国・島根県）



- 平成3年に年少人口（15歳未満）と老年人口が逆転し、平成4年以降、死亡数が出生数を上回る自然減となっており、県の人口減少の大きな要因となっています。
- このまま少子化が進むと、令和12年（2030年）には総人口が現在より約7.9万人少ない61.5万人となるとともに、年少人口と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で、老年人口が増加し、老年人口は年少人口の約3.2倍になると予想されています。

【図2】年齢階級（3区分）別人口・年齢構造指数（島根県）



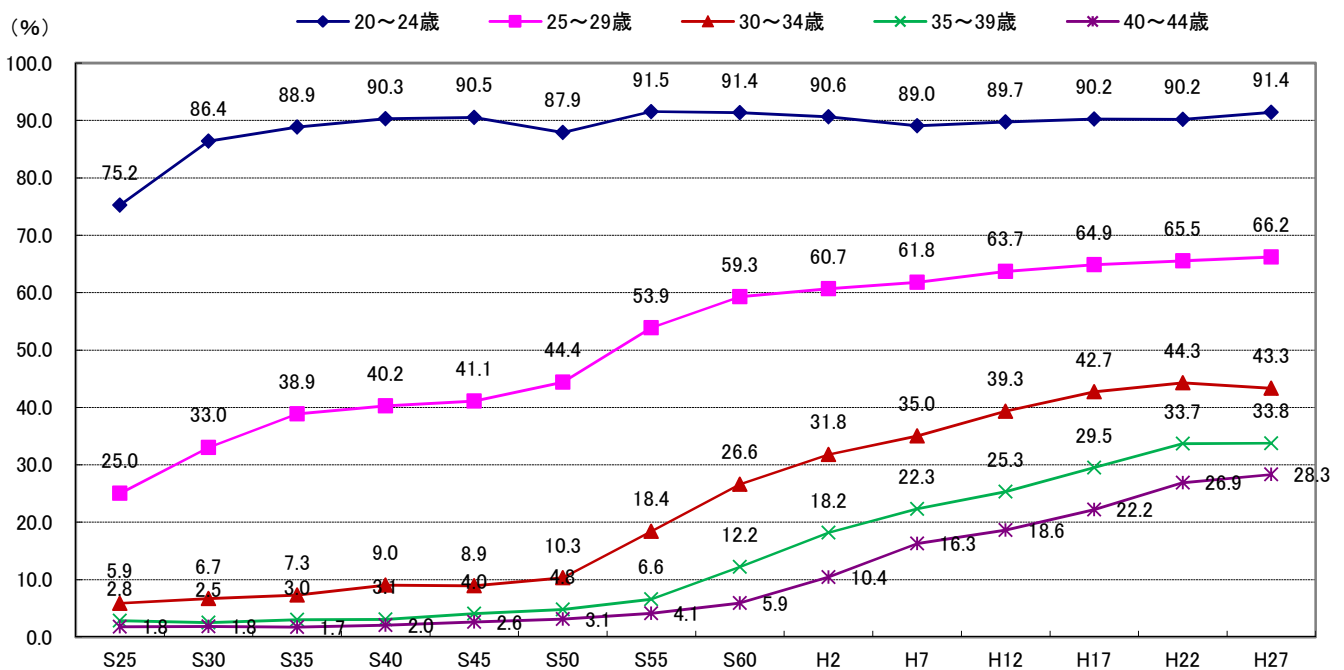
2 少子化の要因

少子化の要因として、「未婚・晩婚化の進行」や「夫婦の出生児数の減少」、「子どもを生む若い世代の人口の減少」等があげられます。

(1) 未婚化・晩婚化の進行

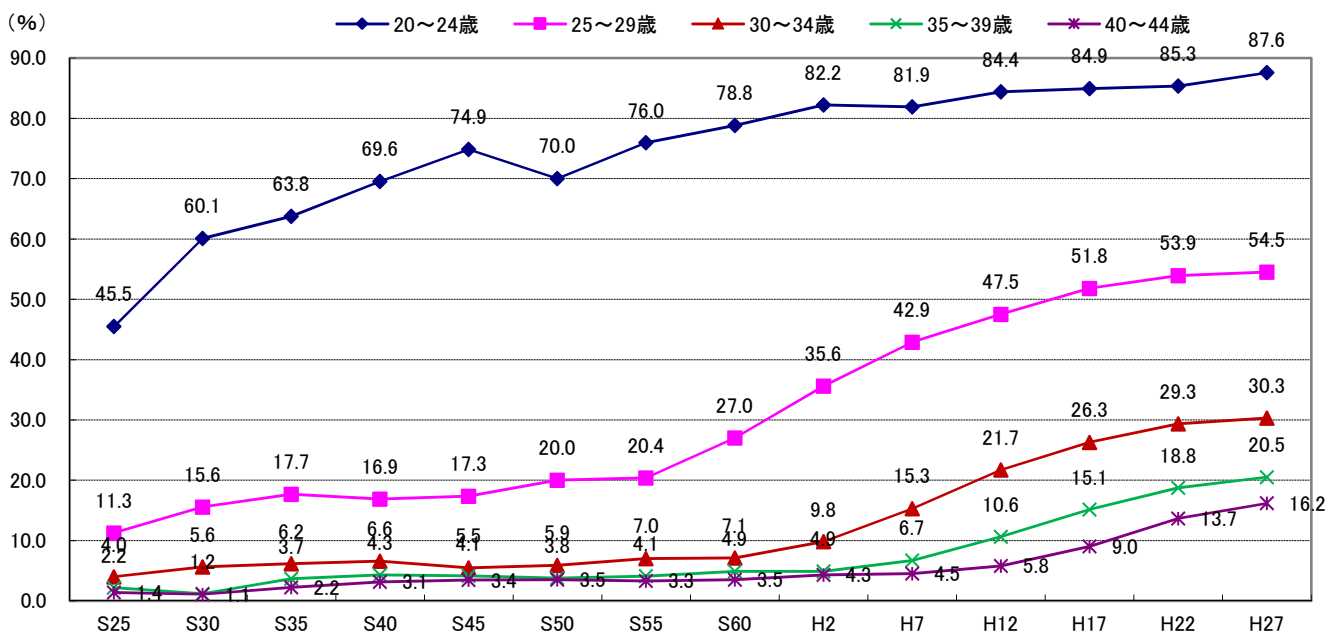
○ 島根県においても、未婚率は、男女ともほぼ全ての年代で上昇しています。

【図3】男性年齢階級別未婚率（島根県）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

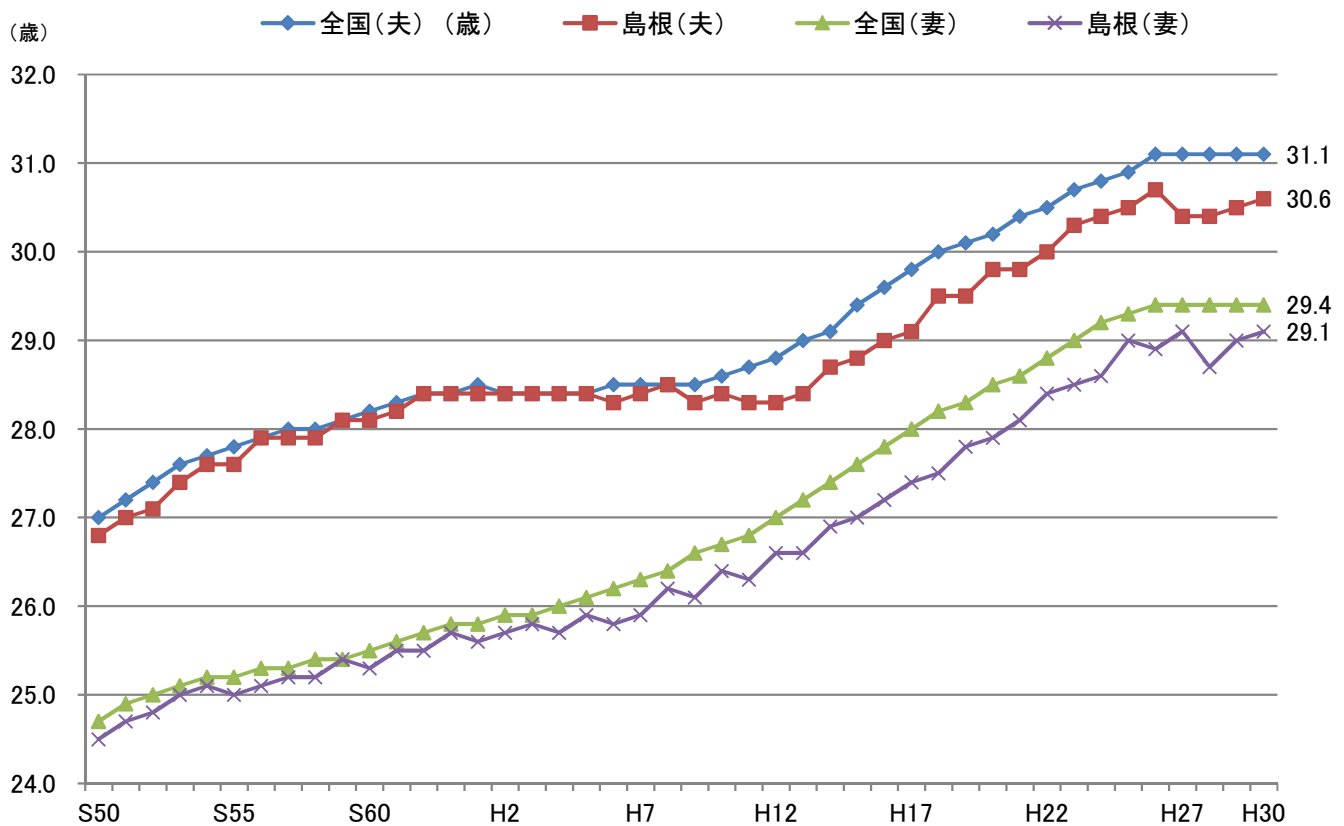
【図4】女性年齢階級別未婚率（島根県）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

- 平均初婚年齢は年々上昇し、晩婚化が進んでいます。近年は全国的には横ばい傾向となっていますが、島根県は依然として晩婚化が進んでいます。

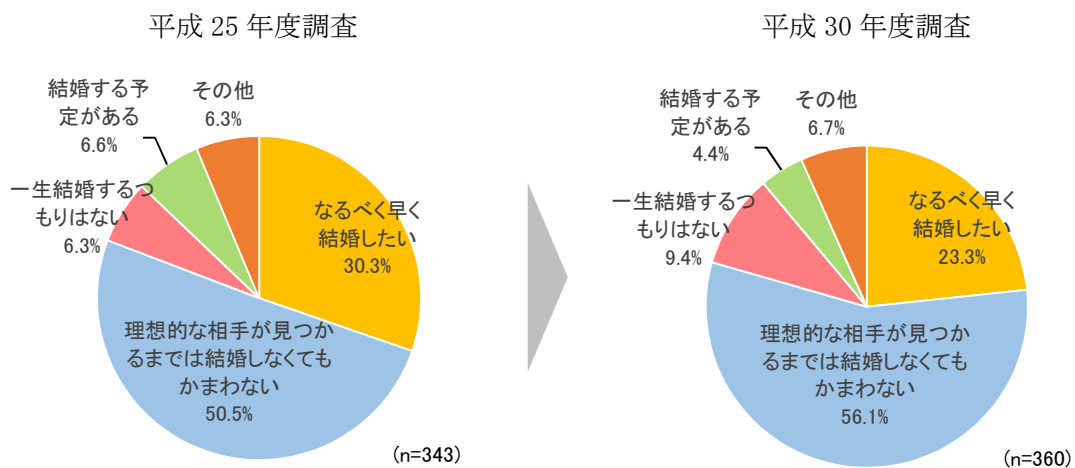
【図5】平均初婚年齢の推移（全国・島根県）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

- 島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）では、未婚者の結婚に対する考え方については、「なるべく早く結婚したい」が大幅に減少する一方、「一生結婚するつもりはない」は増加しています。

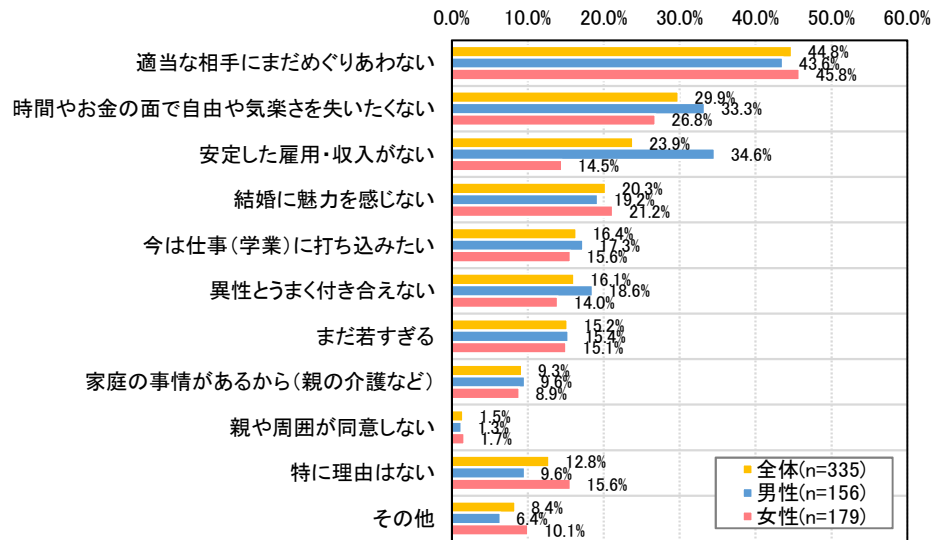
【図5】未婚者の結婚に対する考え（島根県）



資料：「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」（平成 31 年 3 月）

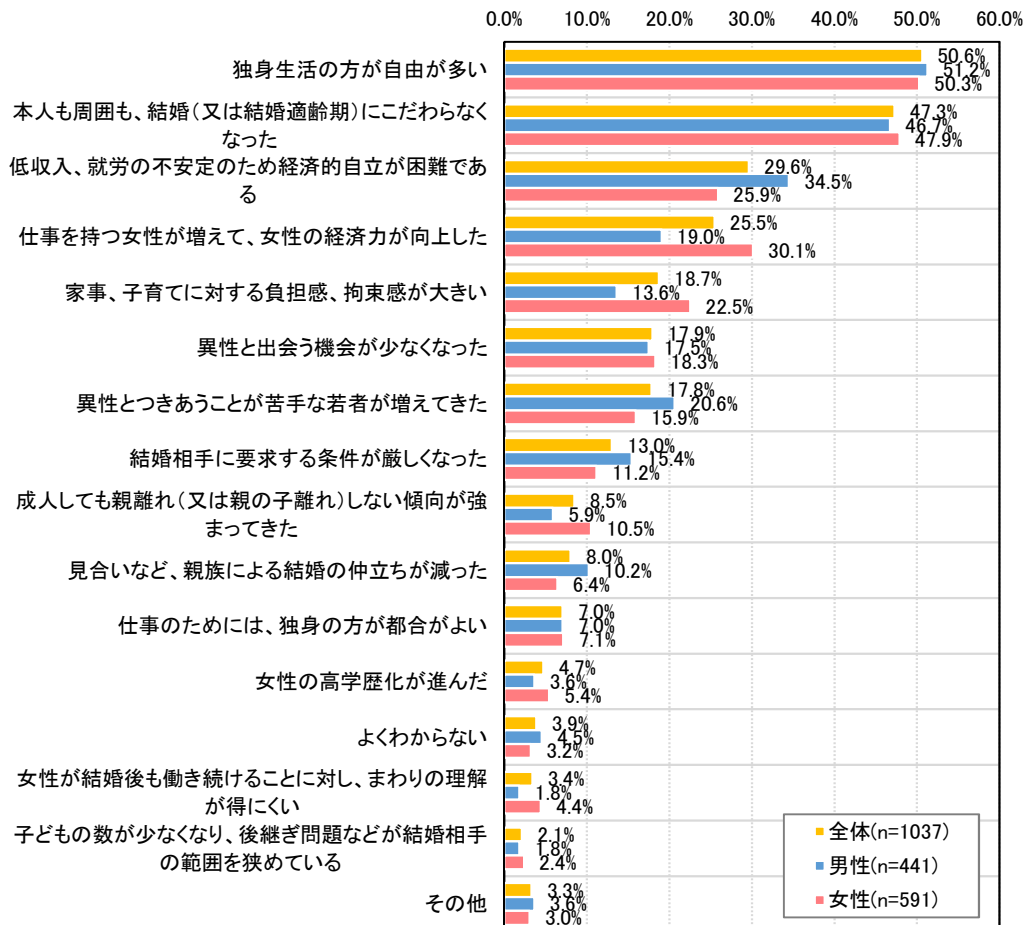
- 結婚しない理由としては、「適当な相手にまだめぐりあわない」こと、特に男性では「安定した雇用・収入がない」、女性では、「時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない」が理由の上位となっています。また、「結婚に魅力を感じない」との回答は、前回調査（H25）より大幅に増加しています。

【図6】結婚に対する意識 独身でいる理由〈複数回答〉（島根県）



資料：「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」（平成31年3月）

【図7】結婚しない人が増えている理由（島根県）



資料：「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」（平成31年3月）

(2) 夫婦の出生児数の減少

- 「理想的な子どもの数」「実際に予定している子どもの数」とともに、平成15年度調査より減少しています。特に「実際に予定している子どもの数」の減少傾向が進んでいます。

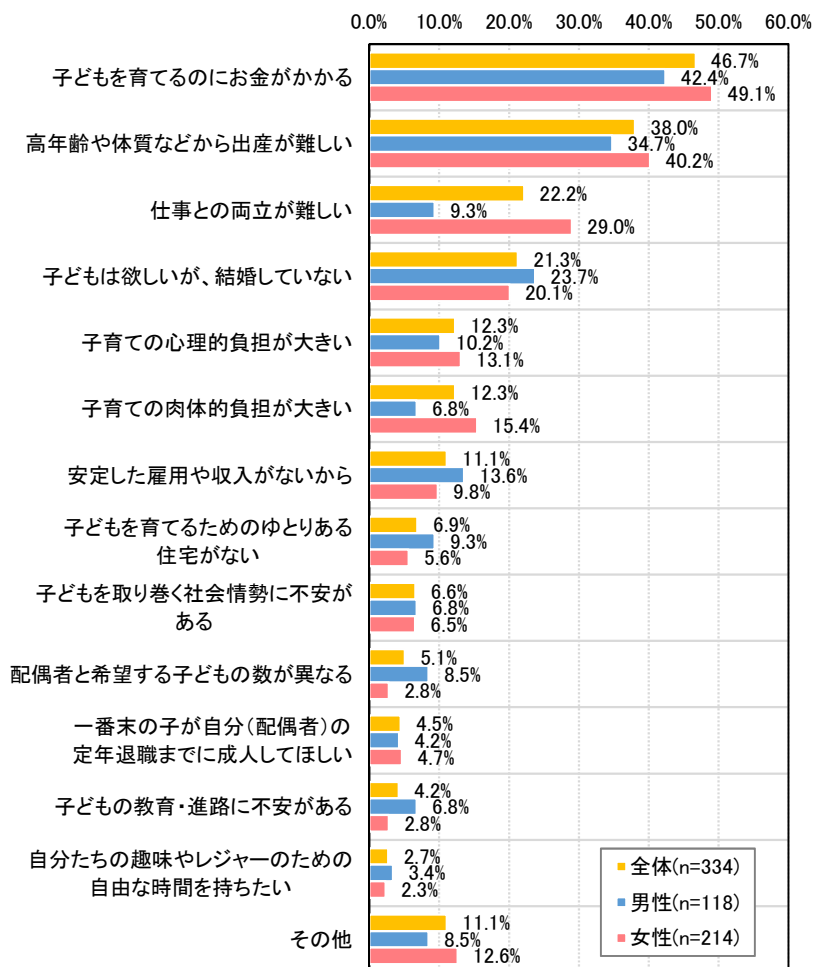
【表1】「理想的な子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」の関係（島根県）

調査年度	理想的な子どもの数（平均）				実際に予定している子どもの数（平均）			
	全体	18～29歳	30～39歳	40～49歳	全体	18～29歳	30～39歳	40～49歳
H30	2.5	2.3	2.5	2.5	1.8	1.5	2.0	1.8
H25	2.6	2.5	2.6	2.6	2.0	1.8	2.1	1.9
H22	2.7	2.5	2.7	2.8	2.0	1.6	2.0	2.1
H15	2.7	2.4	2.6	2.8	2.2	2.0	2.0	2.3

資料：「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」（平成31年3月）

- 「理想の子どもの数」より「実際に予定している子どもの数」が少ない理由として、「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も高くなっています。特に、「仕事との両立が難しい」との理由は、前回調査（H25）の約2倍に増加しています。

【図8】実際に予定している子どもの数が理想より少ない理由〈複数回答〉（島根県）

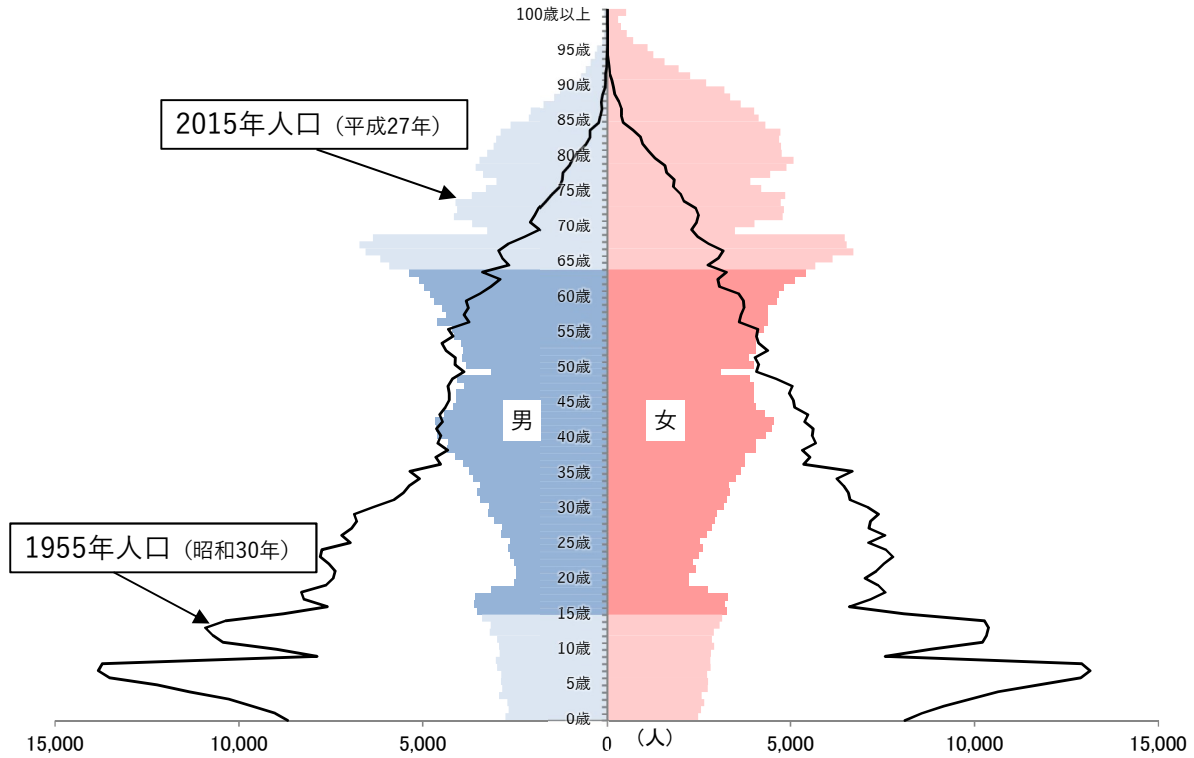


資料：「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査」（平成31年3月）

(3) 子どもを生む若い世代の減少

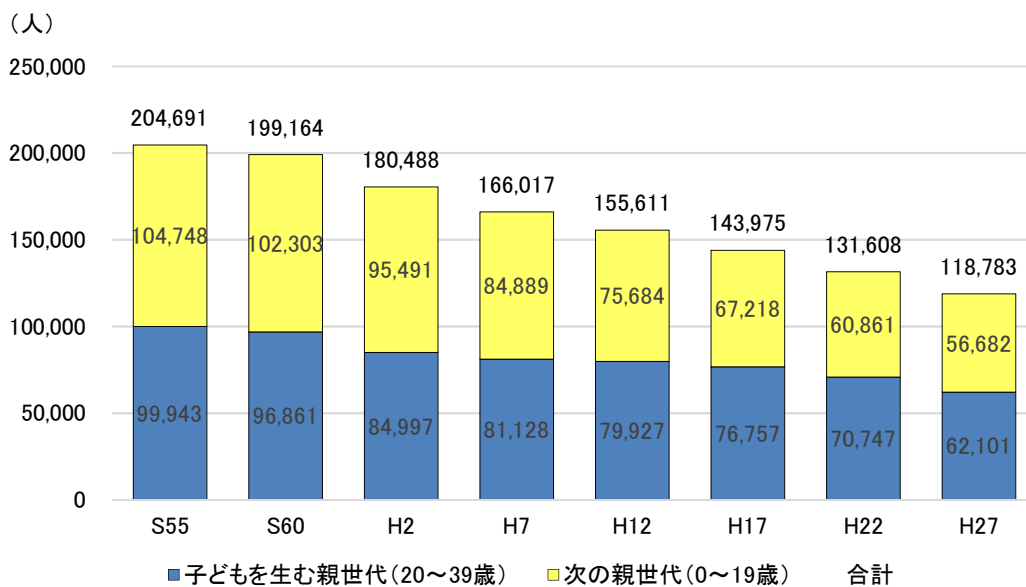
- 島根県では就学・就職による若者の県外への転出者が県外からの転入者を超過する状況が長く続いており、子どもを生む親世代の人口が減少しています。

【図9】年齢構成（島根県）



資料：総務省統計局「国勢調査」

【図10】子どもを生む親世代（女性）の推移（島根県）

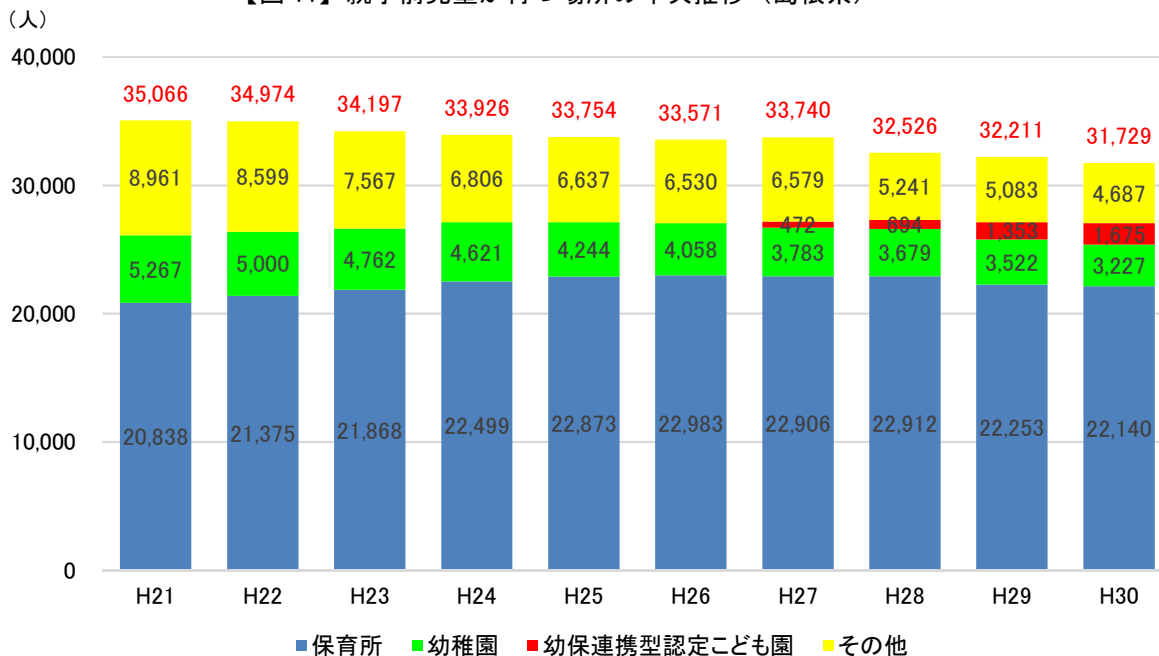


資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

3 就学前児童の状況

- 島根県では就学前児童は減少していますが、保育所、認定こども園等の入所児童数の割合は増加しています。一方で、幼稚園の入所児童数や在宅等で保育を受ける児童は減少しています。

【図 11】 就学前児童が育つ場所の年次推移（島根県）

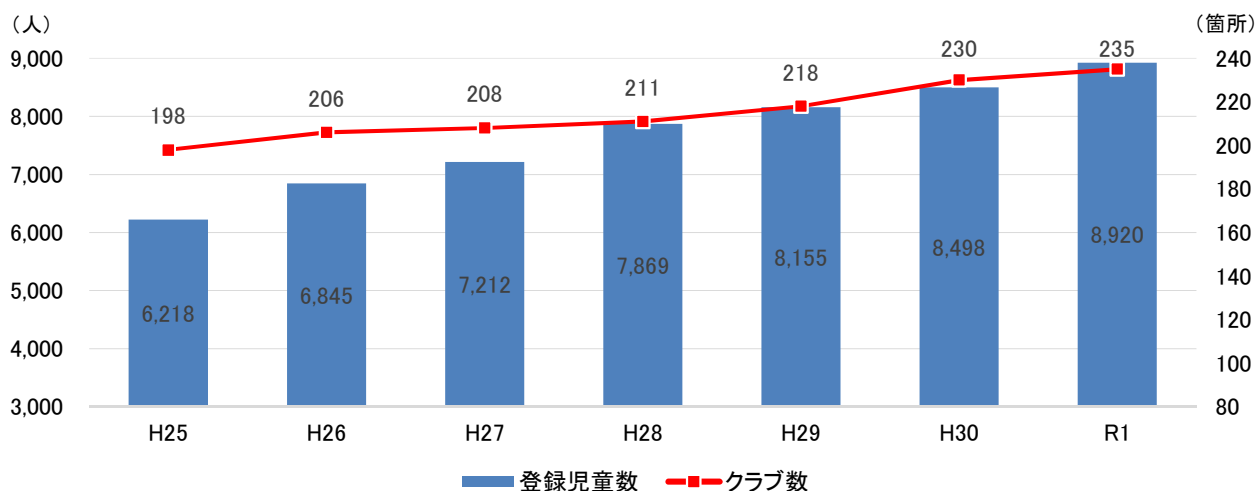


資料：就学前児童数（10月1日現在（6歳未満））：総務省統計局「人口推計年報」
 保育所入所児童数（10月1日現在）：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」
 幼稚園園児数（5月1日現在）：文部科学省「学校基本調査」
 認定こども園園児数：

4 放課後児童クラブの状況

- 島根県では、平成 25 年度から令和元年度までの 6 年間で、放課後児童クラブの登録児童数は約 42%（2,702 人）、放課後児童クラブ数は約 19%（37 か所）増加しています。

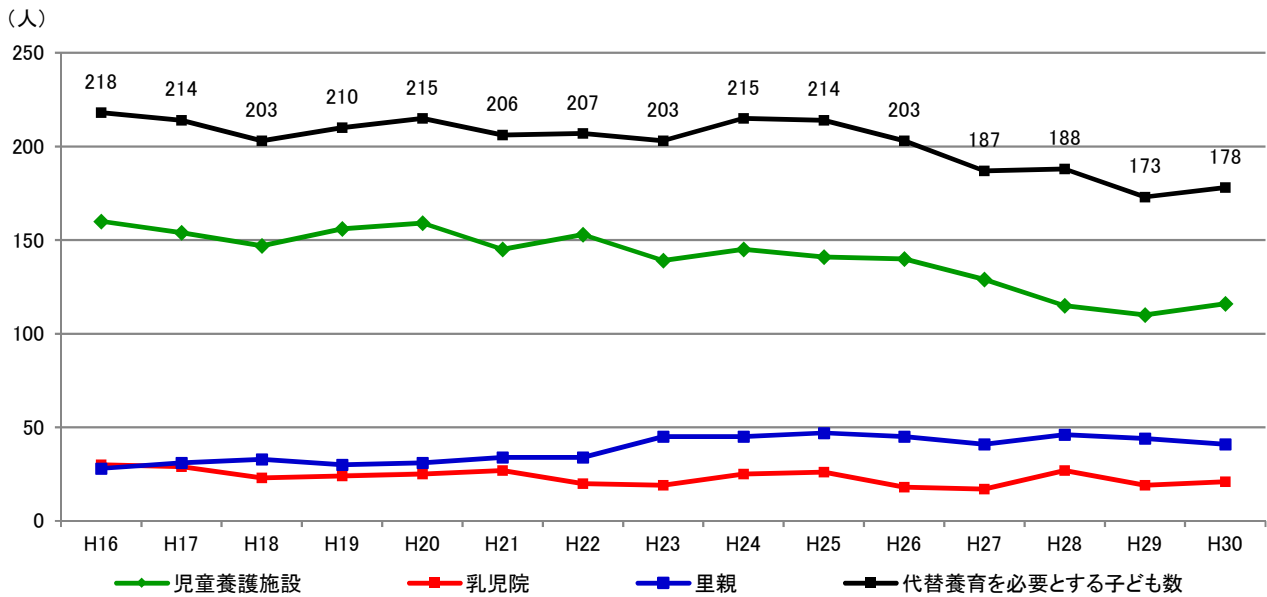
【図 12】 放課後児童クラブの登録児童数とクラブ数の推移（島根県）



資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

5 代替養育を必要とする児童

【図 13】 代替養育を必要とする児童数の推移（島根県）

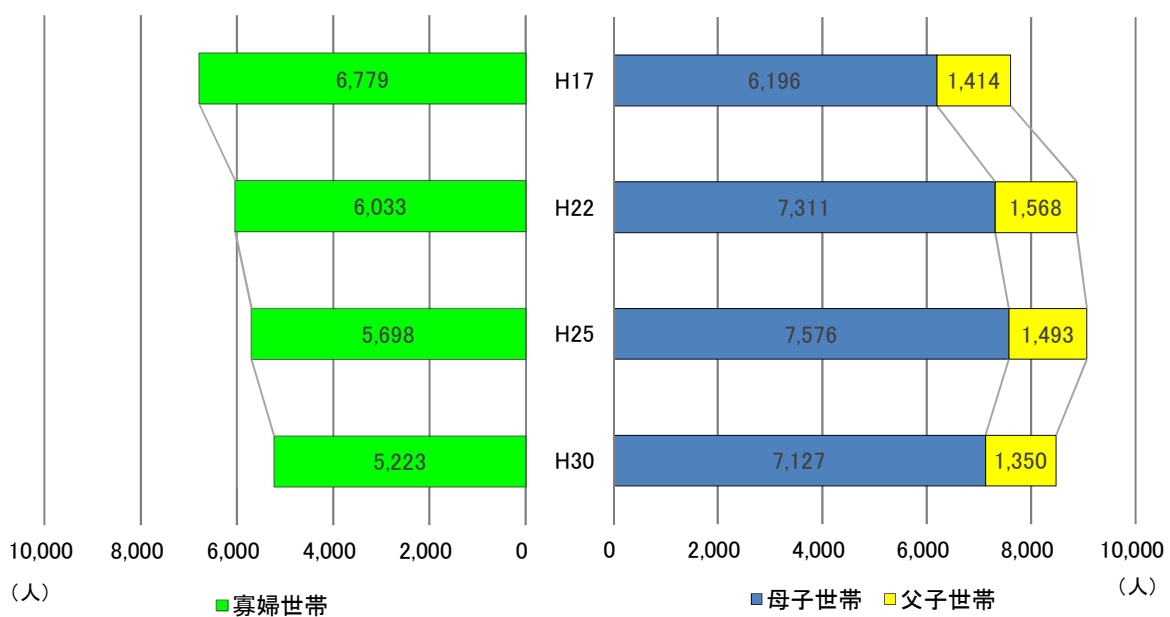


資料：島根県青少年家庭課調べ

6 ひとり親家庭等の状況

- 島根県内の母子世帯、父子世帯は平成 25 年まで増加傾向でしたが、平成 30 年は減少しています。

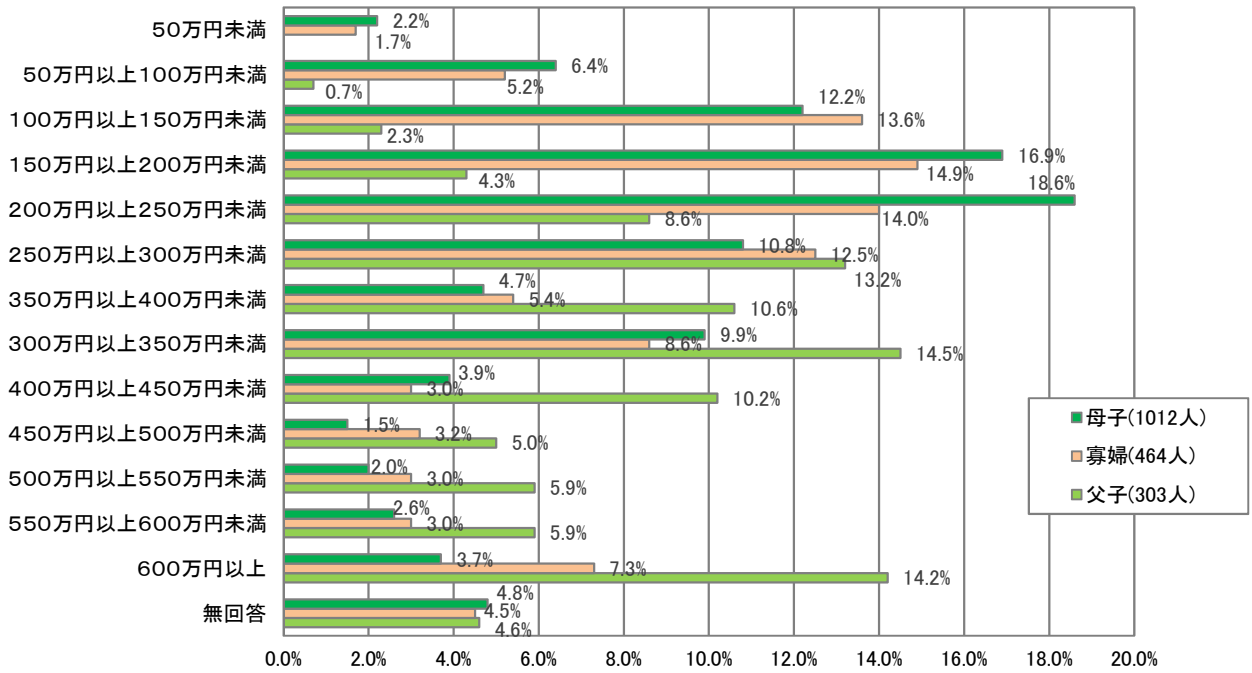
【図 14】 ひとり親世帯の推移（島根県）



資料：島根県ひとり親家庭等実態調査報告書

- 「島根県ひとり親家庭等実態調査 (H30)」によれば、ひとり親世帯の年間総収入額は、父子世帯に比べ母子世帯が低くなっています。

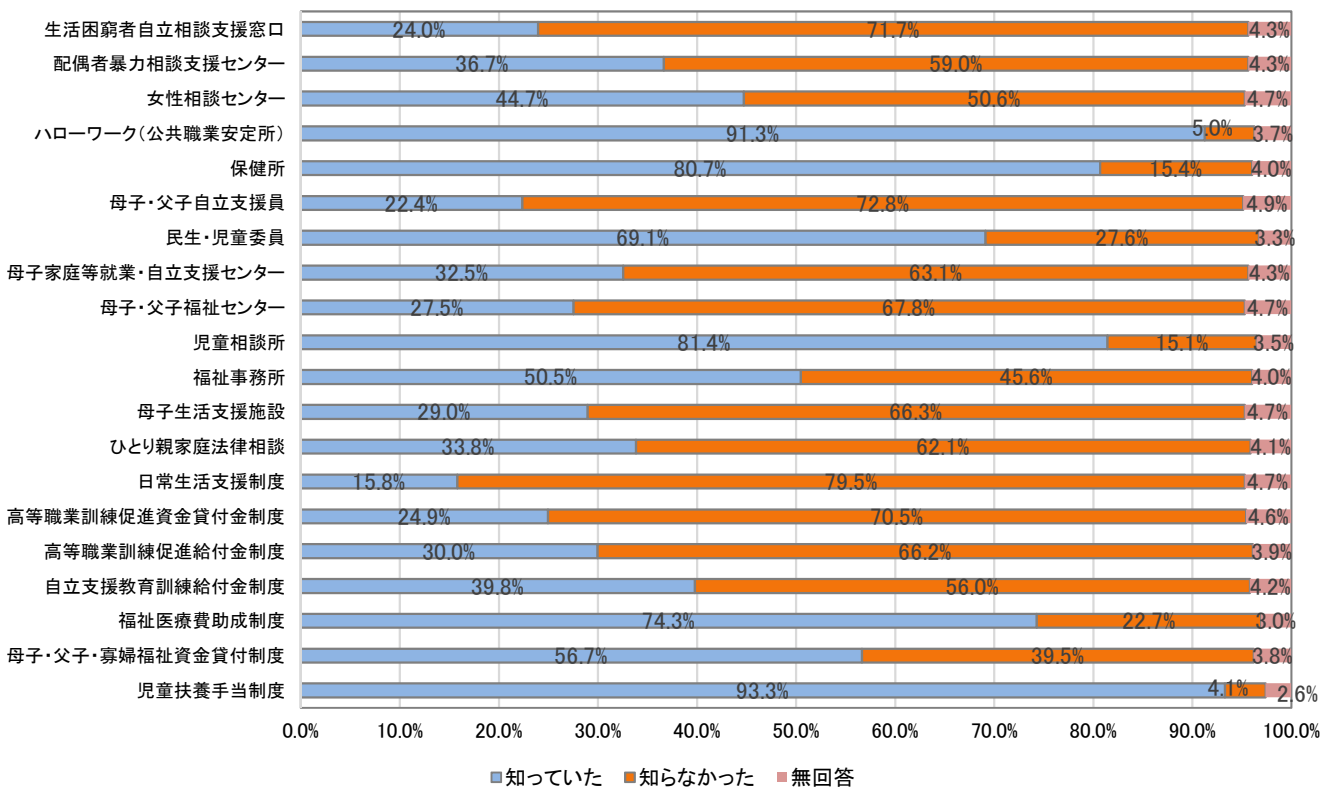
【図 15】ひとり親世帯の年間総収入（島根県）



資料：「島根県ひとり親家庭等実態調査」（平成 31 年 3 月）

- 困ったことの解決につながる支援制度等を知られない母子世帯、父子世帯が多くあります。

【図 16】母子世帯・父子世帯の公的制度や相談機関の認知割合（島根県）



資料：「島根県ひとり親家庭等実態調査」（平成 31 年 3 月）

「子どもの最善の利益」が実現される社会 「子育てするなら島根」と感じられる社会

島根には、豊かな自然や優れた伝統・文化がしっかりと継承され、都市部では失われてしまった地域社会でのつながりや、温かな人間関係が連綿と受け継がれており、家庭を持って子どもを育てていく上で、大きな魅力となるものです。さらに、多世代同居や近居の割合が比較的高いなど、子育てしやすい環境が整っていることも魅力の一つとなっています。

島根で育った子どもたちは、豊かな自然のもとで成長し、先人によって培われた優れた文化や伝統を継承・発展させ、地域を振興し、豊かな感性や温かい愛情を次代へと伝え、島根の未来を担います。

しかしながら、急速な少子化の進行により、このような地域の宝が失われつつあります。この宝を守り育むことは、今を生きる私たち県民全ての課題であり、県を挙げて取り組んでいかなければなりません。

また、価値観やライフスタイルが多様化する中、核家族化の進展、地域におけるつながりの希薄化、仕事と子育ての両立の難しさなどを背景として、子育てに対する不安感や負担感が増大しています。

子どもたちに目を向けると、物質的には恵まれた環境の中にあるものの、子ども同士や地域の人々との触れ合い、豊かな自然や文化と親しむ機会が減少し、次代を担う世代の健やかな育ちが危惧されています。

子どもは、親にとってかけがえのない存在であるとともに、地域の宝であり、島根の未来を担うかけがえのない存在です。

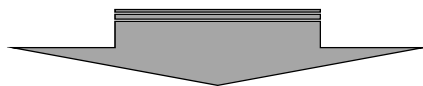
このため、「島根の未来を担う全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるとともに、豊かな自然や文化、地域の温もりに包まれて心身ともに健やかでたくましく育つ社会」、「結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人の希望がかなえられる社会」、「保護者が自分らしい生き方をしつつ、子どもと向き合い、安心と誇りを持って生み育てることができる社会」、「日々成長する子どもの姿に感動し、親が親として成長していくことに大きな喜びや生きがいを感じることができる社会」、「家庭・地域・企業・行政など社会の全ての構成員が生命の大切さや家庭の役割、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会」、すなわち、島根で育つ子どもたちの最善の利益が実現されるとともに、県民だれもが「子育てするなら島根」と感じられる社会の実現に向けて、社会のあらゆる力を結集して取組を進めます。

2 基本理念

目指す社会像の実現に向け、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

- 保護者が子育てについての第一義的な責任を有していることを前提としつつ、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たす必要があります。
- 核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっていることから、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支える機能を充実・強化する必要があります。
- 地域において、子どもの社会性を育み、子どもの社会参画を進めるため、保護者への啓発（大人としての役割や子どもへの関わり方）の取組を通じ、子どもの育ちを地域で支える取組を推進していく必要があります。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援する必要があります。

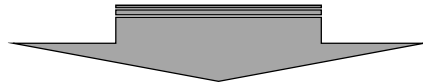


このため、企業、NPOその他の団体、地域住民などと密接な連携のもとに協働し、一体となって子育て・子どもの育ちを支援する島根らしさを活かした地域づくりを進めます。



基本理念 Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」の基礎を養っていきける環境を整備していく必要があります。
- 子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- 青少年の職業観や勤労観を育み、その適性と能力に応じた職業選択を行い、充実した職業生活を営むことで、社会を支える人として成長できる取組を行う必要があります。

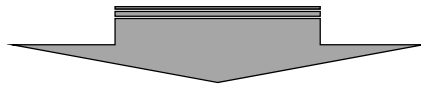


このため、次代を担う子どもが、「生きる力」を身につけ、自らの可能性を開花できるような自立した若者に成長し、責任感と意欲を持って次代の社会や家庭を担っていけるよう、家庭、学校や地域、団体、企業等と連携・協力しながら、子どもの健やかでたくましい育ちを支える取組を進めます。



基本理念 Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

- 全ての子どもたちが質の高い教育・保育を受けることができるよう、地域の状況に応じた教育・保育施設等の確保・充実を図る必要があります。
- 核家族化の進展や地域におけるつながりの希薄化、子育てに係る費用の増大などによる子育てへの不安を解消するために、地域における子育て支援の充実を図る必要があります。
- 児童虐待から子どもを守るために、関係機関が連携し、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要があります。
- 家庭での養育が十分に期待できない子どもに対しては、できる限り家庭的な養育環境で生活できることを目指し、里親制度の活用や施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態としていく必要があります。
- 障がいがある等、特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭等の子どもの健やかな成長を支援するため、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援及び経済的支援を総合的に推進していく必要があります。

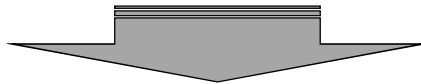


このため、児童の権利に関する条約の趣旨を十分に踏まえ、子どもの基本的な権利を最大限に尊重し、子どもにとって最善の利益が図られるよう施策を推進します。
また、住んでいる地域、保護者の就労状況、家庭環境、障がいの有無等に関わらず、全ての子どもが個人として尊重され、健やかに成長できる環境づくりを進めます。



基本理念 Ⅳ 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

- 結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人の希望がかなうよう、結婚支援の取組を充実させる必要があります。
- 子育て世代の負担や不安、孤立感を軽減し、子どもを生み育てたいと望む夫婦の希望をかなえ、安心して出産・子育てできる環境づくりを進めるため、母子保健や小児医療を充実させる必要があります。
- 仕事と子育ての両立が困難な職場環境や固定的な性別役割分担意識の存在が少子化の大きな要因となっていることから、仕事と子育てが両立できる環境を整備する必要があります。
- 安心して子育てできるよう、公共施設のバリアフリー化や交通安全施設の整備などの環境づくりを進める必要があります。



このため、子育てに対する不安や負担への対応を進め、結婚し、子どもを生み育てたいと願う全ての人が、安心と喜びと誇りをもって子育てできるよう、行政や団体、企業、ボランティアが連携・協働しながら安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備を図ります。



1 施策の展開に当たっての視点

(1) 乳幼児期から発達段階に応じた支援

① 3歳未満の乳幼児期

安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要になることから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応が行えるよう支援を行います。

また、保育所等の施設を利用せず、家庭で保育を受けている子どもも様々な活動を体験できるよう、多様かつ総合的な支援を行います。

② 3歳以上の幼児期

知的・感情的な面、人間関係の面等において、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育・保育の役割は極めて重要となります。

このため、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会を確保するとともに、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続にも十分配慮していきます。

③ 小学校期から中等教育期間

子どもたち自身が自分の生き方を考え、決定し、行動していく力を身に付けるために、教科等の基礎的・基本的な学習内容が定着する学校教育を推進するとともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための機会を確保していきます。

また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ等の充実を図り、児童の健全な育成を推進していきます。

④ 特別に支援が必要な子どもへの対応

虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなど、様々な困難を抱える子どもたちに対しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を実施していきます。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

少子化対策を進めるにあたっては、若い世代が安心して島根で暮らし、結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、結婚から子育て期までのライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

また、島根創生計画の第1編Ⅱ-1「結婚・出産・子育てへの支援」の具体的な内容を「しまね子育てトータル支援プラン」としてまとめ、本計画とともに総合的に推進していきます。

(3) 島根の特色を活かしたきめ細かな支援

島根県には、「豊かな自然や文化」、「地域に残るつながり」、「多世代同居率の高さ」など、子育て環境に資する島根県ならではの良さがあります。

このような状況を踏まえ、施策の展開にあたっては、島根県の特色を活かしながら、地域の実情やニーズに応じた「島根らしいきめ細かな支援」を推進していきます。

2 計画の柱立て

本計画の基本理念に基づき、次のとおり基本施策と施策を定め、総合的に推進します。

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策 1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

家庭、学校、地域、行政等、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。

また、民間の子育て支援活動の促進を図るなど、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支援する輪（ネットワーク）の拡大を図ります。

〈施策〉

- ①県民気運の醸成
- ②地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

基本理念 II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策 2 たくましい子どもの育ち

次代を担う子どもたちが、しまねの自然や地域の人々との触れ合いや、幼児教育、義務教育及び高校教育等を通して、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、家庭・地域・学校のそれぞれが適切な役割分担の下に取組を進めるとともに、家庭や地域の教育力向上を図ります。

また、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、非行防止活動を展開するなど、青少年の健全育成の取組を進めます。

〈施策〉

- ①幼児期の教育・保育の充実
- ②子どもの生きる力の育成
- ③家庭や地域の教育力の向上
- ④青少年の健全育成の推進

基本施策 3 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する理解が深まるよう、各分野が連携し、教育・広報・啓発等の取組を進めます。

また、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若者の就業促進の取組を進めます。

〈施策〉

- ①生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進
- ②若い世代の就業促進

基本理念 III すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策 4 子育てに関する多様な支援の充実

子どもを生き育てたいと願う全ての人が、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、安心して楽しく子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援の充実、経済的負担への対応により、子育てに関する様々な不安感、負担感の軽減を図ります。

また、質の高い子育て支援を行うために、幼稚園教諭、保育士、子育て支援員、放課後児童支援員等の人材確保、子育て支援に携わる者の資質向上のための取組を進めます。

〈施策〉

- ①切れ目ない相談・支援体制づくり
- ②親子の交流や相談の場の充実
- ③教育・保育等の提供体制の確保・充実
- ④総合的な放課後児童対策の推進
- ⑤経済的負担への対応

基本施策 5 子どもを守り育てる仕組みづくり

子どもたちの人権を守り、子どもにとって最善の利益が図られるよう、子どもと家庭の相談体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子ども、**社会的養育**が必要な子どもなど、様々な困難を抱える全ての子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立していけるよう支援の充実に努めます。

〈施策〉

- ①人権が尊重される社会の実現
- ②子どもと家庭の相談体制の強化
- ③児童虐待防止対策の充実強化
- ④**社会的養育の充実・強化**

基本施策 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

障がいのある子どもやひとり親家庭等、特に支援が必要な子どもや家庭への支援について、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、広域的な観点から総合的な取組を進めます。

〈施策〉

- ①障がい児への支援の推進
- ②ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本理念 IV 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

基本施策 7 結婚支援の充実

家庭を持つことのすばらしさを独身の男女に伝えることで、結婚に対する気運の醸成を図ります。

また、しまねで出会い、結婚し、家庭を持ちたいと願う人の希望がかなえられるよう、出会いの場づくりの取組の拡充を図ります。

〈施策〉

- ①結婚に対する気運の醸成
- ②出会いの場づくりとマッチング支援の強化

基本施策 8 子どもと親の健康の確保

全ての親と子が健やかに暮らすためには、妊娠期から子育て期を通じた親子の健康の確保が重要となります。

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境整備の一環として、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、乳幼児の健康支援や周産期医療等の母子保健、妊娠・出産等への支援、小児医療の充実を進めます。

〈施策〉

- ① 妊娠・出産等への支援
- ② 母子保健等の充実
- ③ 小児医療の充実
- ④ 食育の推進

基本施策 9 仕事と生活の調和

仕事と生活の調和を推進するため、男女が共に仕事と家庭を両立させ、家庭や子育てに対する責任と役割を十分に果たすことができるよう、子育てしながら働きやすい環境づくりを進めるとともに、職場優先の意識改革や固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めます。

〈施策〉

- ① 仕事と子育ての両立支援
- ② 子育てしながら働きやすい環境づくり

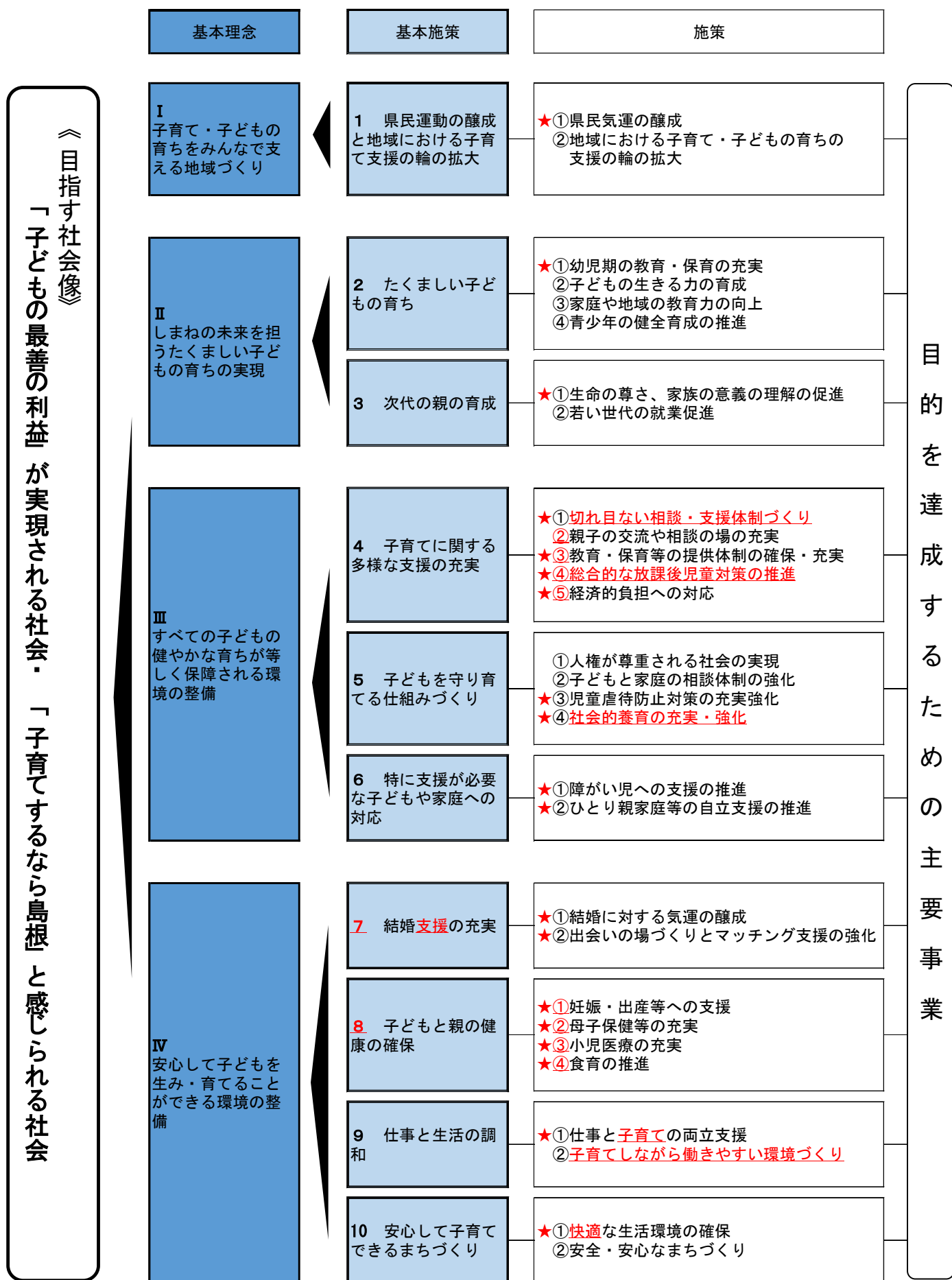
基本施策 10 安心して子育てできるまちづくり

妊産婦や子ども、子育て家庭が安心して外出できる地域環境を確保するため、公共施設や建築物等のバリアフリー化や公園の整備など、子育てに適した生活環境の整備を進めます。

また、防犯設備の整備や地域におけるパトロール活動、通学路や未就学児の移動経路等における交通安全施設の整備等を通して、子どもが犯罪や事故に遭わないような安全・安心なまちづくりを進めます。

〈施策〉

- ① 快適な生活環境の確保
- ② 安全・安心なまちづくり



《目指す社会像》
 「子どもの最善の利益が実現される社会・「子育てするなら島根と感ぜられる社会

目的を達成するための主要事業

★ しまね子育てトータル支援プラン関連の施策

4 施策の具体的な内容

基本理念 I 子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり

基本施策 1 県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

施策 ① 県民気運の醸成

施策の目的

- ☆ 子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくための地域づくりを推進する。

現状と課題

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になる等、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化してきています。
- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）によると、子育ての負担や不安を「非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が7割を超えています。
- 保護者は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を地域全体で支援していく必要があります。
- 子育ては保護者が第一義的責任を持つものですが、次代を担う子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であることから、学校、地域、企業、行政その他の社会のあらゆる分野の全ての構成員が、子ども・子育ての支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもの育ちと子育てを地域、企業、行政など社会全体で応援する「地域みんなで子育て支援」の推進に向け、広報、啓発活動や、企業、民間団体等地域における自主的取組の全県展開を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	全県的広報・啓発の充実

施策② 地域における子育て・子どもの育ちの支援の輪の拡大

施策の目的

- ◇ 地域や社会が子育て・子どもの育ちへの支援に参画し、保護者に寄り添うことで、子育てに対する負担感や不安感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる社会の構築を図る。

現状と課題

- 多様な公共サービスの担い手としてのNPO法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。地域の課題解決に自主的・自発的に取り組む団体の活動がより活発化し、より良い地域づくりが進められるよう、活動団体の人材育成やNPO相互のネットワークづくり、社会貢献活動に参加したいと考える県民に向けた情報提供等の取組を進める必要があります。
- 多様な子育てニーズに応える制度を拡充する一方、地域の実情に応じたよりきめ細やかな子育て・子どもの育ちへの支援を実践するためには、行政の子育て支援の取組においても住民、NPO等の民間団体など多様な主体が参画する民間活動と十分連携を図りながら進める必要があります。
- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっていることから、地域ぐるみで子育て・子どもの育ちを支える機能を充実・強化する必要があります。
- 高齢者グループや老人クラブ等も、スポーツや遊び、体験活動を通じた子どもの交流や安全・見守り活動、子育てサポート活動など、高齢者の立場で次世代育成支援の取組を進めています。豊かな経験と知識を持つ高齢者は子育て支援にとって重要な存在であり、今後もこうした地域の人的資源を積極的に活かす取組を進める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 青少年から高齢者まで社会の全ての構成員が、子どもの育ちや子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たしていく社会の実現に向けて、NPOやボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織・人材育成支援を行うとともに、NPO相互の連携・ネットワークづくりなど活動基盤の強化に向けた支援を行います。
- ✓ 地域住民による子育て・子どもの育ちへの支援活動の重点的推進を通して、地域の子育て支援機能の充実・強化を図ります。
- ✓ NPO等の民間団体、グループなどへの助成やこれら団体等の連携促進、高齢者の子育て支援への参画を進めることにより、地域の子育て支援活動の促進を図ります。
- ✓ 高齢者と若い世代の交流の機会を確保し、ボランティア活動を始めとする高齢者の自主的な社会参加活動を支援します。また、高齢者が子育て支援などの社会活動に参加できるよう、広報・啓発等、情報提供を行います。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	地域の創意工夫による子育て支援の充実
3	民間の子育て支援活動の促進
4	NPO・ボランティア活動の促進
5	世代間交流の促進

基本理念 Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策 2 たくましい子どもの育ち

施策 ① 幼児期の教育・保育の充実

施策の目的

- ◇ 県内の幼稚園、保育所、認定こども園等で、質の高い幼児教育の実施、小学校との円滑な連携・継続による学びや育ちの連続性の確保のために、県、市町村及び幼児教育施設、小学校、保護者や地域が取り組む。

現状と課題

- 教育基本法に示されているとおり、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的とされています。加えて、近年、粘り強さや協調性といった小学校以降に「学びに向かう力」につながる資質・能力を幼児期に育成することの重要性も国内外で叫ばれています。こうした状況の中で、平成30年度から3歳以上はどの幼児教育施設においても同じ保育・教育を実施することとなりました。
- 本県は、幼児教育施設（保育所、幼稚園及び認定こども園等）の利用率が0歳から全国の2倍強の高さです。特に、中山間地域では、0歳から90%近くの利用があります。また、保育所の利用率は5歳で80%近くあり、全国に比べて2倍近くの利用率となっています。
- 従って、本県の幼児教育は、幼児教育施設、特に保育所が担っている状況です。しかし、乳幼児が長く利用する保育所では特に園内外での研修の機会が取れにくい状況です。
- また、幼児教育の質の向上の取組の実施主体は市町村ですが、体制が整っていない市町村が多く存在します。そこで、県が体制を強化し、市町村及び幼児教育施設を支援していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上を主体的に取り組むことができるように体制を構築します。
- ✓ 平成30年度に設置した幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、連携型認定

こども園保育・教育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、指導・助言や研修会を開催します。

- ✓ 「島根県幼児教育振興プログラム」を活用し、市町村及び幼児教育施設、県、保護者、地域が幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	幼児教育総合推進事業

施策 ② 子どもの生きる力の育成

施策の目的

- ◇ 幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育、家庭や地域との連携等を通じて、次代を担う子どもの生きる力を育成する。

現状と課題

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代と触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 社会環境、生活様式や家庭環境などの変化により、子どもの体力・運動能力の低下傾向や若年性生活習慣病などの健康課題、生活・自然体験・異年齢交流機会の減少などにより、豊かな心が育まれにくいなど、心身両面で課題が発生しています。
- 令和元年度に実施した全国学力・学習状況調査の結果によると、総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思う児童生徒の割合が全国と比較して高い一方で、小中学校の国語、算数・数学、中学校英語で高正答率が全国と比較して少ない、中学3年生の家庭学習時間が全国と比較して少ないなどの課題がありました。知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の3つの要素を偏りなく育成していく必要があります。
- いじめの問題などは学校での積極的な認知や組織的な対応が進んだこともあり、認知件数が増えています。不登校も増えており要因も複雑化、多様化してきています。学校、家庭、地域社会、関係諸機関等がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して子どもを健全に育成することが大切です。
- 県内においても、児童生徒が被害者になりうる事案が多く発生しており、学校における安全指導の充実や安全管理の徹底を指導する必要があります。
- 学校運営の改善と発展のため、まずは学校の教職員による自己評価を行い、その上で保護者、地域住

民、学校評議員等による学校関係者評価を行うことで学校の現状や課題について共通理解を深めて協力して改善に努める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもたちは、知徳体の調和的発達のもとに、家庭・地域・学校を基盤として、社会や多様な人との関わりの中で、ふるさとに愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むことが大切です。自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や課題解決能力を身に付けることが大切です。このような力を育てるため、幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育を推進し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援や子どもの心に響く道徳教育の充実、健康教育の推進等を図ります。
- ✓ 家庭や地域と連携して、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備や多様な体験活動、生涯スポーツ等の推進に努めます。
- ✓ 学校運営の改善と発展のため、まずは学校の教職員による自己評価を行い、その上で保護者、地域住民、学校評議員等による学校関係者評価を行うことで学校の現状や課題について共通理解を深めて協力して改善に努めます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	<u>基礎学力</u> の育成
2	きめ細かな指導・支援体制の充実（小学校）
3	きめ細かな指導・支援体制の充実（中学校）
4	ふるさと教育
5	道徳教育の充実
6	青少年文化活動の推進
7	健康教育の推進
8	<u>地域ぐるみのスポーツ・レクリエーション活動</u> の推進
9	生徒指導体制の充実強化
10	未来を拓く県立学校づくりの推進
11	教育相談体制の充実
12	学校安全確保の推進
13	学校関係者評価の推進

施策 ③ 家庭や地域の教育力の向上

施策の目的

- ◇ 地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力向上を図る。

現状と課題

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 全国的に集団での活動の減少や個人で行動する機会が増え、自己中心的な行動が増加していること、地域や大人との多様な関わりが減少し、人と協調することやルールを守る経験が不足していることが言われています。その中で規範意識の低さ、社会的自立の遅れなどマイナス要素が指摘されています。このため、乳幼児期からの教育を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着する必要があります。
- 人は様々な人間関係や集団の中で、力を合わせたり、ときにはぶつかったりしながら相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、自分の役割を果たし互いに認め合うことで自分への信頼感や自信をもつことができます。自分の存在を肯定的に捉え、自分を大切にし、自分の考えや言動に自信を持つとともに、他者を尊重しながら接し、互いに支え合って生きていこうとする子どもたちを育成していく必要があります。
- 子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- 令和元年度に実施した全国学力・学習状況調査の結果によると、「読書が好き」に肯定的な回答をした割合が小学校 70.5% (全国：75.0%)、中学校 68.3% (全国：68.0%) となっています。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要があります。
- 令和元年度全国学力・学習状況調査結果より「週 1 回以上図書館へ行く回数」が小学校 27.1% (全国：17.2%)、中学校 15.3% (全国：8.3%) と高い割合を示し、子どもたちにとって図書館が身近な場所となってきています。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要があります。
- 地域の子どもは地域で育てるという考え方のもとに、公民館の活動等を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもを地域社会全体で健やかに育む観点から、学校、家庭及び地域との連携のもと、島根県の豊かな教育資源を活用した体験活動の充実を図ります。

II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

2 たくましい子どもの育ち

- ✓ 将来子どもたちが社会で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、約束を守るなどの基本的なふるまいの定着を図るとともに、特にふるまい定着の基盤をなす乳幼児期の子どもの保護者親世代を始めとする大人のふるまいの意識を高め、地域全体にふるまいを広げていくための取組を推進します。
- ✓ 子ども自身が自分を大切な存在として実感でき、「やる気」「責任感」が育まれるよう、子どもに役割を持たせることや、子どもを認めることの大切さについて啓発活動に取り組みます。
- ✓ 子どもの創造力や感性、豊かな心を育むために、道徳教育の充実や読書活動の推進を図ります。
- ✓ 保護者の子育てに対する不安や悩みを解消し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、また家庭の教育力が向上するよう家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。
- ✓ 家庭において、様々な体験活動に子どもたちがチャレンジすることを後押しするため、そのような体験活動を積むことの有益性を家庭に啓発します。
- ✓ 子どもたちの発達の段階に応じた読書活動を通じて、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館活用教育を推進します。また、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、子どもの読書を支える人材育成や環境整備に努めます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着
2	家庭教育への支援の推進
3	地域の教育力向上への支援
4	子ども読書活動の推進
5	県の特色ある地域資源の活用促進
6	体験活動の充実及び家庭への意識啓発

施策 ④ 青少年の健全育成の推進

施策の目的

- ◇ 青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、青少年自身の社会参加を促進するとともに、心身ともに健やかに成長できる環境の整備や県民の意識向上を図ることで、青少年の健全育成を推進する。

現状と課題

- 健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して、規範意識や社会性を高める活動を進めていく必要があります。また、地域では、青少年育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることが多いことから、今後は青少年が主体となった活動を推進し、その意見や行動力を青少年育成や地域活性化に活かすよう

な仕組みづくりが必要です。

- 様々な困難を有する子ども・若者の問題も深刻化しており、これら子ども・若者が円滑な社会生活を営んでいくことができるよう、自立に向けた相談・支援体制の充実が求められます。青少年の居場所、特に中高生の居場所が少ない現状があり、青少年が自由に活動できる居場所づくりが求められています。
- インターネットをはじめとする各種メディアによる有害情報の氾濫や、次々と新たなサービス形態が出現するなどの社会環境の変化は、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 非行は、青少年を取り巻く環境や背景など様々な要因により発生します。現状では、非行少年数は減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗などのいわゆる「初発型非行」が大半を占めるほか、刑法犯少年の再非行率が高い割合で推移しています。
- 県内の少年非行の約6割が万引きや自転車盗等の初発型非行で占められており、罪悪感の希薄さがその大きな要因となっています。このため、青少年が様々な社会活動や学校における学びの場を通して、社会のルールを守ることの大切さを考え、人を思いやる心や強い正義感を身に付ける必要があります。

施策の方向性

- ✓ 流動する社会情勢を踏まえ、関係機関・団体、公民館、企業、学校、家庭、地域などが緊密に連携することで、青少年の居場所づくりや主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担う青少年の育成を図ります。
- ✓ 青少年育成島根県民会議が、各市町村民会議や関係機関・団体をつなぐプラットフォーム的役割を担うことによって、青少年育成事業のすそ野を広げ、連携を強化していくことを目指します。そのためには、青少年健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、今まで以上に地域の活性化を進める仕組づくりが必要であり、各市町村団体等と協議や情報交換の場を設け、青少年の健全育成を推進します。
- ✓ 様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。近年、青少年の居場所づくりの要請をより強く求められるようになってきました。社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制づくりや人材育成、広報活動をさらに進めていく工夫改善をしていきます。
- ✓ 非行少年を生まない社会環境の整備と再非行をさせないための支援活動を推進します。そのためには、青少年の規範意識や思いやりの気持ちを醸成する取組や環境整備の取組を引き続き推進していく必要があります。社会活動、学校教育との連携の中で工夫改善を行っていきます。
- ✓ 書店やコンビニエンスストア等への計画的な立ち入り調査や有害図書類の審査等を通じて、青少年が有害情報を閲覧する機会を最小化するとともに、学校における非行防止教室の開催などを通して、青少年の犯罪加害・被害防止を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	青少年を健やかに育む意識向上事業
2	困難を有する子ども・若者支援事業
3	社会参加・参画活動等の促進
4	社会参加活動等の促進
5	青少年を取り巻く地域環境浄化事業
6	非行防止対策の推進

基本施策 3 次代の親の育成

施策 ① 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進

施策の目的

◇ 次代を担う児童や生徒の、生命の尊さや家族の意義などの理解の促進を図る。

現状と課題

- ▶ 少子化の進行は家庭や地域での子どもの生活を変化させています。各家庭で大切に育てられている反面、親が子どもに手をかけ過ぎ、子どもの生活体験を奪ったり自立を妨げたりする傾向が見られます。このため、子どもの自己肯定感や主体的に学び自立して生きていこうとする力の低下が危惧されています。
- ▶ 学校は、家庭・地域と連携し、教育活動をとおして、子ども一人ひとりが家庭や社会を支えるかけがえのない存在であるという自覚をもたせていく必要があります。
- ▶ 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育について、各分野が連携し効果的な取組を進める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 生命の尊さ、正しい性知識を理解し、家族や家庭生活の大切さに対する若い世代の理解が進むよう、教育内容、教育環境の充実を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	学校教育における家庭や家庭生活等に関する学習の実施
2	助産師が行う「生の楽習講座」

施策② 若い世代の就業促進

施策の目的

- ◇ 若年者の能力開発の推進、適職選択による安定就労及びキャリア形成の支援を推進する。

現状と課題

- 就職を希望する高校生の就職内定率が 100%に達する（H30） 一方で、高卒就職者の3年以内離職率が39.2%に達するなど、職業・勤労に対する理解が不足している面がみられます。各学校では、わかる授業や進路に関するさまざまな情報提供を通して、学ぶこと・働くことの意欲を高め、自らの将来の進路をしっかりと描くことができるような取組が必要となります。直接働く職場を見て、体験することで自身が働くイメージをしっかりと持つことが重要であり、学校・家庭・地域社会が連携した仕事研究や職場体験などの一層の充実が必要です。
- 若年者の就業状況は、15歳から24歳の完全失業率が 3.6%（労働力調査：H30 平均）と低減傾向にあります。 新規学卒者の早期離職者が依然多いこと、県外の企業による採用競争が激化していることなどから、若年者が企業で働き続けるイメージを抱きにくい状況にあると言えます。 県内産業の振興によって 若年者にとって魅力的に感じられる雇用の受け皿づくりを進めるとともに、 若年者の就業意識の向上や県内産業が求める能力を有した人材育成などの就職支援施策に取り組む必要があります。
- 高校卒業者の77.1%（H30）が県内外の大学等に進学者する現状から、特に県外大学等への進学者に適切に県内企業等の情報を提供する機会を設けるとともに、県内産業の振興によって雇用の受け皿づくりを進めるなど県内への就職支援施策に取り組む必要があります。
- 若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に 長期間就労していない就職困難者等の就労意識向上や職業訓練等による能力開発、 キャリア形成を支援していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 若者の経済的自立のためには、就業が重要であることから、働くことについての理解を深めるキャリア教育の推進、就労に係る関係者間の理解促進、就業体験の質的向上、 高等技術校での職業訓練等により、学卒者の就業を促進します。
- ✓ 「ジョブカフェしまね」や「しまね若者サポートステーション」における若年者への職業意識の啓発や職業相談、職場体験などを通じて、若者の職業的な自立を促していきます。
- ✓ 県内産業を支える人材の育成などに積極的に取り組む一方、第一次産業を中心とした若年者のための産業体験事業を充実するなど、若年者の県内就職を促進します。

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
 - 4 子育てに関する多様な支援の充実

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	就職指導の充実
2	学卒者の職業訓練の実施
3	県内就職の促進

基本理念 Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策 4 子育てに関する多様な支援の充実

施策 ① 切れ目ない相談・支援体制づくり

施策の目的

- ◇ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実する。

現状と課題

- 妊娠、出産、子育ては、若い世代にとって大きな喜びである一方、子どもが生まれる前も後も不安や悩みは尽きません。
- 核家族化の進展や地域社会のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から支援や協力を得ることも難しくなっている状況です。
- 次の世代が健やかに育っていくためには、妊娠・出産・子育てを当事者だけの問題にするのではなく、地域者や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 県内全域において妊娠・出産・子育てに関する相談・支援を行うため、全市町村に総合相談窓口を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談・支援体制をつくります。
- ✓ 地域の実情に応じて結婚・出産・子育てをトータルで支援する市町村の取組を支援します。
- ✓ 結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	<u>切れ目ない相談・支援体制づくりの推進</u>
2	<u>しまね結婚・子育て市町村交付金</u>
3	<u>子育てに関する情報提供の充実</u>

施策 ② 親子の交流や相談の場の充実

施策の目的

☆ 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して子育てができる環境の整備を図る。

現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査 (H30)」によると、子育ての負担や不安を「非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が7割を超えています。
- 子育てに不安感や負担感を感じている保護者が多いことから、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくりを進める必要があります。
- 核家族化、地域社会における結びつきの希薄化により、特に在宅で子育てをしている家庭においては、日常的な支援窓口がまだ充分ではなく、また、子育ての負担を主に母親が担うなど、不安感や孤立感が大きいことから、子育て家庭が身近に利用できる相談窓口や子育てに関する情報提供を行っていく必要があります。
- 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用し、子育てへの不安感や負担感を解消できるよう、助言・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進していきます。
- ✓ 身近なところで相談・指導・情報提供を受けられることができるよう、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりをおこなうとともに、保護者等が施設・事業等を円滑に利用できるための支援を行っていきます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	地域の子育て支援機能の充実
2	子どもと家庭電話相談室の設置

施策 ③ 教育・保育等の提供体制の確保・充実

施策の目的

- ◇ 地域の教育・保育ニーズに対応した施設の確保や中山間地域における子育て拠点を積極的に支援し、教育・保育等の提供体制の確保・充実を図る。

現状と課題

- 一部の市町村において保育所入所待機児童が生じていることから、待機児童解消のため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 中山間地域等においては、子どもの数の減少等により、保育所の維持が困難な状況が発生しています。また、県全体としても、市町村が実施したニーズ調査結果によると、今後、幼稚園・保育所等を利用する児童は減少していくことが見込まれます。このため、各々の地域の状況に応じた教育・保育、子どもの健やかな育ちが実現できるよう、子育て環境づくりを積極的に支援していく必要があります。
- 質の高い教育・保育、地域型保育事業の提供にあたって基本となるのは人材であるため、幼稚園教諭、保育士等の確保及び養成を総合的に推進していくとともに、研修の充実等による教育・保育に従事する者の専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。
- 就労形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズへ対応するために地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 計画に定める区域ごとに、ニーズに対応した認定こども園、幼稚園、保育所、**地域型保育事業等**の定員数（受入れ児童数）の確保を市町村と連携して推進するとともに、運営費の助成を実施します。
- ✓ 地域の子どもは地域で育てるという考えのもと、過疎地域においても保育所等の子育て支援の拠点となる施設が継続できるよう、運営費の助成を実施します。
- ✓ 多様なニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、国基準を満たすことができない小規模な事業に対しても経費の一部を補助することで、中山間地域等における子育て支援の充実を図ります。
- ✓ 就職相談会の開催、潜在保育士の就職支援等により保育士の確保に努めます。
- ✓ 教育・保育等の質の向上のため、幼稚園教諭、保育士等、子育て支援に係る者の専門性を高める等、資質の向上のための研修の充実を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保
2	認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援
3	教育・保育等に従事する者の確保
4	教育・保育等に従事する者の質の向上
5	多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実
6	教育・保育の情報の公表

施策 ④ 総合的な放課後児童対策の推進

施策の目的

- ◇ 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ等を支援し、児童の健全な育成を図る。

現状と課題

- 育児をしながら働く女性が多い島根県においては、子育て支援策を充実し、仕事と子育ての両立を図ることは喫緊の課題であり、その中でも、放課後児童クラブの支援の充実は極めて重要です。
- 放課後児童クラブの登録児童数は年々増加しており、待機児童も発生していることから、小学校の余裕教室の活用等により、地域のニーズに対応した放課後児童クラブの受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 放課後児童クラブに配置が義務付けられている「放課後児童支援員」は、現在、教員・保育士を退職した方などに大部分を依存しており、放課後児童支援員が不足しています。
- 放課後児童クラブの運営を担うもの（法人）についても、地域のボランティア人材や社会福祉法人などの一部のものや団体に頼っている状況であり、新たな放課後児童クラブの立ち上げを担う人材や法人が不足しています。
- 教育委員会と福祉部局が連携の下、新・放課後子ども総合プランに基づく取組を円滑にすすめるため、放課後児童クラブと放課後子供教室の合同研修の充実等により指導に従事する者の資質の向上を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 放課後児童クラブの利用時間の延長や待機児童解消等に向けた支援の充実を図ります。
- ✓ 放課後児童支援員の認定資格研修を実施し、放課後児童クラブに従事する者の確保に努めます。
- ✓ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の質の向上のため、放課後児童クラブ、放課後子供教室に従事する者の専門性を高める等、資質の向上のための研修の充実を図ります。

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
 4 子育てに関する多様な支援の充実

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	<u>放課後児童健全育成の推進</u>
2	<u>放課後児童健全育成に従事する者の確保及び資質の向上</u>
3	<u>放課後児童健全育成の受入支援</u>
4	<u>地域社会で子どもが心安らぐ放課後や休日の環境づくり</u>

施策 ⑤ 経済的負担への対応

施策の目的

- ☆ 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等の医療費の自己負担の軽減や特定不妊治療費の助成等、子育てに関する経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

現状と課題

- 島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）によると、「理想の子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」に差が生じていますが、その理由は「子どもを育てるのにお金がかかる」が最も多くなっています。
- 「子育て環境の整備のために行政に期待する施策」では、「子育てに伴う経済的負担を軽くする」が最も多くなっています。経済的負担の軽減で期待されているのは、「教育費」、「保育料」が上位となっていることから、これらの経済的負担の軽減を図る施策を実施していく必要があります。
- 経済的負担の軽減は全国的な課題であり、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの抜本的な取組が必要ですが、県では、第3子以降3歳未満児の保育料の軽減や医療費の助成など、独自の軽減策を行っています。
- 乳幼児等医療費の助成については、就学前までの幼児等の入通院等に対する助成事業を全市町村で実施しています。
- 技能習得や就学に際しては、生活福祉資金貸付制度や奨学金制度を積極的にPRし、利用の促進を図る必要があります。
- 子どもを生み育てたいと考えている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定の不妊治療（体外受精・顕微授精）に対する助成を行っています。

施策の方向性

- ✓ 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等医療費の自己負担軽減を行うことで、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。
- ✓ 特定の不妊治療（体外受精・顕微授精）に対する助成を行い、子どもを生み育てたいと考えている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- ✓ 高校生等に対する奨学金の貸し付け、教育費に充てるための給付金の支給等を通して教育費の経済

的負担に対応するとともに、教育の機会均等を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	児童手当の給付
2	保育料の軽減
3	<u>子どもの医療費負担の軽減</u>
4	特定不妊治療費の助成
5	生活福祉資金の貸付
6	奨学のための給付金の給付
7	島根県高等学校等奨学金の貸付
8	生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資

基本施策 5 子どもを守り育てる仕組みづくり

施策 ① 人権が尊重される社会の実現

施策の目的

◇ 全ての子どもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図る。

現状と課題

- いじめや不登校、経済的困難など、子どもたちを取り巻く様々な課題に対し、子どもに関わる全ての人々の人権感覚・意識の向上を図るとともに、子どもたちの実態とその背景に目を向け、深い子ども理解に立って、組織的な支援体制整備の推進、相談体制の充実や経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 子どもたちの今の学びを保障し、生きる力を育むという「進路保障」の理念に基づき、発達段階に即した人権教育を推進することで、子どもたちの人権感覚や自他を大切にす意識・意欲・態度を高める必要があります。
- 児童虐待問題の深刻化、障がいのある子どもへの差別、ひとり親家庭等の子どもに対する偏見や差別等の問題を解決するためには、県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重に向けて主体的に取り組む気運を醸成する必要があります。
- ひとり親家庭等を取り巻く地域社会の中で周囲の理解不足による孤立、就職に対する社会の無理解、住宅確保の困難等の問題を解消するために、国及び関係機関と連携し、地域社会や事業主等への普及啓発を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 学校教育においては、教職員の人権感覚を高め、子どもたちの学ぶ権利が保障された教育現場を実現することで、一人ひとりの子どもが「私は大切にされている」と実感できる学校づくりを目指します。また、「進路保障」を柱とした人権教育を発達段階に即して推進することにより、子どもたちの人権感覚の涵養を図り、生きる力を醸成し、主体的に行動できる実践力の育成を目指します。
- ✓ 社会教育においては、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、人権問題に関する多様な学習機会の充実を通して、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていきます。その中で、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において、態度や行動にあらわれるような人権意識を養っていくことを目指します。
- ✓ 障がいのある者やひとり親家庭等に対する差別が解消され、児童の生命に対する固有の権利が保障され、教育を受ける権利等が差別なしに尊重され、確保される社会の実現を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	人権教育の推進
2	人権啓発の推進
3	人権研修の充実

施策 ② 子どもと家庭の相談体制の強化

施策の目的

- ◇ 子どもたちを守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図る。

現状と課題

- 妊娠や出産、育児に悩む者が気軽に相談できるような相談窓口の設置や、適切に支援機関につながる取組を強化していく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されていますが、構成機関相互の役割分担や連携、調整機関の機能強化により、協議会をより効果的に活用し、養育支援を必要とする子どもや家庭に適切に支援ができる体制をつくる必要があります。
- 子どもや家庭に関する問題が、複雑化、困難化している中、児童相談所の役割がますます大きくなっており、適切な対応を行うためには、人員の確保や専門性の向上など児童相談所の体制強化を図る必要があります。
- 障がいの診断のつかない子どもへの支援が難しい状況にあることから、関係機関が連携を密にして支援の取組を進めていく必要があります。
- 障がいがあるなど特別な支援が必要な子どもに対して、地域における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施することができるよう体制を整備していく必

要があります。

- 特別支援学校の専門性は充実してきており、センター的機能における相談や訪問・助言回数は増加傾向にあり、特にセンター的機能の高等学校におけるニーズが高まってきています。一方で、高等学校における特別支援教育推進の現状が十分に把握できていない状況があるため、今後、高等学校のセンター機能の関わりを深めていく必要があります。
- ひとり親家庭等が増加する中、就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を推進するとともに、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、これまでの経済的支援中心の支援から、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援などを含む総合的な支援が必要となっています。このため、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 市町村の児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、市町村をはじめ児童委員等の関係機関と連携しながら、子どもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させます。
- ✓ 障がいのある児童又は心の問題を抱える児童がいる家庭が安心して地域生活を送ることができるよう相談支援体制の充実を図ります。
- ✓ 市町村が配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携を行い、相談体制の充実を図ります。
- ✓ ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による総合的な相談や、島根県母子・父子福祉センターによる各種相談の充実を図ります。
- ✓ ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、市町村、関係機関と連携した相談支援体制の充実や施策・取組についての情報提供などし、総合的な支援を行います。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	乳児家庭に対する支援の充実
2	市町村児童相談体制の強化支援
3	児童相談所の専門性の向上
4	障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実
5	心の問題を抱える子どもや家庭に対する相談支援体制の充実
6	障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導體制の充実
7	特別支援学校センター的機能の充実
8	ひとり親家庭等への相談支援体制の充実

施策 ③ 児童虐待防止対策の充実強化

施策の目的

- ◇ 児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目ない総合的な支援を行う。

現状と課題

- 島根県内の児童虐待相談（認定件数）は増減を繰り返しているものの、依然として高い数値で推移しています。平成30年度は児童虐待に対する社会的意識の高まり、関係機関との連携強化等により大幅に増加しています。
- 児童虐待の種別としては、心理的虐待が最も多く、虐待者で最も多いのは実母となっています。
- 児童虐待の未然防止や早期発見のためには、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業による支援等を行い、必要に応じて児童家庭相談の窓口や要保護児童対策協議会につなげることが重要です。
- 児童虐待の発生や深刻化を予防するためには、妊娠期から、気になるレベルで早期に適切な支援を行うなど、妊娠・出産・子育てに関して相談しやすい体制を充実する必要があります。
- 市町村で実施する乳幼児健康診査や予防接種などは、子どもの健康状態を確認でき、母親等の育児相談にも応じられる機会であることから、健康診査未受診等の家庭については、関係機関の連携により適切に子どもの状況把握等を行う必要があります。
- 児童虐待について早期に適切に対応するためには、市町村、児童相談所、保健所、学校、警察、医療機関などの関係機関がより一層、連携強化し、虐待の予防から早期発見・早期対応、親子の再統合、自立支援に向けた取組を強化する必要があります。
- 児童虐待の早期発見のためには、引き続き、通告の義務や通告先、相談窓口などについて広く県民に周知し、虐待防止に取り組む機運の醸成を図る必要があります。
- 児童虐待による死亡事案等、重大事案が起こった場合には検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援する必要があります。

施策の方向性

- ✓ 虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援の各段階において、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、切れ目ない支援を行い、子どもを虐待から守る地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	養育支援訪問支援事業
2	母子生活支援施設・児童相談所との連携
3	<u>児童虐待の早期発見・早期対応のための機能強化</u>
4	子どもを虐待から守る意識の啓発

施策④ 社会的養育の充実・強化

施策の目的

- ◇ 社会的養育体制の質・量の拡充を図る。

現状と課題

- ▶ 平成29年8月、平成28年の改正児童福祉法を受けた「新しい社会的養育ビジョン」において、「子どもの家庭養育優先原則」が明記されました。この中で、国・地方公共団体においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされました。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」である小規模かつ地域分散化された児童養護施設等で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されました。
- ▶ 県内の社会的養育の状況は、里親委託率が全国的に比べると高いものの、児童養護施設等での養護の比率は、社会的養育全体の 77%と4分の3以上を占めています。今後、少子高齢化による人口減少の中でも、県内の社会的養育が必要となる児童（以下、「社会的養育児童」という。）数は一定程度存在することが見込まれることから、県としても社会的養育の充実を図る必要があります。
- ▶ 社会的養育児童には、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がい、情緒障がい等のある子どもが増えてきており、子どもの特性に応じた専門的ケアの充実及び、それを提供する人材の確保が必要になっています。
- ▶ 虐待のリスクの高い「予期せぬ妊娠等」については、市町村や医療機関との連携により里親や養子縁組の制度周知をすることも必要です。
- ▶ 家族機能の回復が進まず、つながりが希薄なまま、施設入所や里親委託が長引くことが少なくありません。また、社会的養育児童数の増加は、家庭や地域の養育力の低下が原因であると指摘される中、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える体制を構築する必要があります。
- ▶ 家族から離れて暮らす社会的養育児童にとって、施設や里親等は、安全で安心な生活の場である事が大切です。

Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

5 子どもを守り育てる仕組みづくり

- 社会的**養育**児童が社会において自立していけるように、入所中から退所後も、適切な援助を行う必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 児童養護施設等の本体施設定員を減らし小規模化を進めるとともに、地域小規模児童養護施設を設置し、地域分散化を図ります。また、家庭養護を推進するために、里親登録者を増やすとともにファミリーホームを新設し、里親委託の増進を図ります。
- ✓ 虐待を受けた子どもや障がいがある子どもなど、その特性に応じた個別対応が必要な子どもに対し、専門的ケアの充実を図ります。併せて、施設の小規模化に対応した人員を配置し、子どもの発達段階に応じたケアを行える人材を養成します。
- ✓ 家族機能の回復を図り、家庭復帰を進め、併せて、復帰後のケアを実施します。また、施設や里親の子育てに関する専門的知識・スキルを活かして、育児に不安を抱える保護者への支援や、市町村が実施する子育て短期支援事業への支援など、地域の子育て支援の拠点となるような取組を行います。
- ✓ 被措置児童の虐待防止及び虐待が発生した場合の早期発見・早期対応及び再発防止策のシステム化を実施します。
- ✓ 社会的**養育**児童の職業観・勤労観を育成し、幅広い職業選択が図れるようにするとともに、施設退所後の就労や社会生活等が円滑かつ安定したものとなるような体制づくりを支援します。
- ✓ ひとり親家庭、DV被害の母子、経済的に困窮している母子等の生活の安定や経済的な自立及び子どもの心身の健やかな成長を支援するため、母子・父子自立支援員による総合的な相談の充実を図ります。併せて、関係機関との連携、母子生活支援施設の活用等の支援を実施します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	里親委託等の推進
2	小規模グループケア等 の設置・運営への支援
4	母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）

基本施策 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

施策 ① 障がい児への支援の推進

施策の目的

- ◇ 市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的観点からの支援を行うとともに、教育体制の整備を図る等総合的な取組を進める。

現状と課題

- 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。
- 医療的ケアが必要な障がい児や、発達障がい等のある障がい児への支援について、各教育機関において特別支援教育体制の整備が進み、各校種で連携した支援が実施されるようになってきているものの、中学校から高等学校の連携や、高等部卒業生の就労段階における支援が十分とはいえない状況があるため、支援を強化していく必要があります。
- 特別支援学校において、職業教育として外部人材を活用した進路学習の充実、キャリア教育の推進、就業支援として進路開拓や関係機関との連携に取り組んでいるが、知的障がい特別支援学校高等部の生徒の増加や障がい重度・多様化に伴い、現場実習先や職場開拓の拡充を行う必要があります。

施策の方向性

- ✓ 障がいの早期発見から療育、教育、就労等のライフサイクル全般において、関係機関の連絡協力による体制を整備し、障がい児に対する適切な住宅サービスや経済的支援を行います。
- ✓ 様々な障がいの特性や必要な配慮に関する理解の促進を図り、障がい児が暮らしやすい地域づくりを進めます。
- ✓ 医療的ケアが必要な障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を推進するなど、支援体制の充実を図ります。
- ✓ 発達障がいについては、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村を中心とした地域体制の整備、中核となる人材の育成、発達障がいに関する啓発や情報提供等を行い支援の充実を図ります。
- ✓ 障がい児一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育的対応を図ります。

- Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備
 6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進
2	障がい児在宅サービスの充実
3	障がい児への経済的支援
4	発達障がい児支援体制の整備
5	高次脳機能障がい児支援体制の整備
6	極めて重度の障がい児への支援
7	放課後健全育成
8	放課後児童クラブの障がい児受入れ推進
9	特別支援教育体制の総合的な推進
10	特別支援学校の進路開拓
11	障がい児等保育対策

施策 ② ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の目的

- ◇ ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等、総合的な自立支援を推進する。

現状と課題

- ひとり親家庭等の自立の促進と生活の安定を図るためには、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策を実施していく必要があります。
- 平成 25 年まで増加傾向にあった県内のひとり親家庭等の世帯数は平成 30 年に減少傾向となりましたが、就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱える状況に変わりがないため、ひとり親家庭等の自立を促進していく必要があります。
- ひとり親等が抱える様々な困り事の上位に、子どもの進学や就職などがあります。
- ひとり親等本人の年間就労収入は低く、母子家庭のみならず父子家庭も経済的に厳しい状況に置かれています。また、ひとり親等の多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分であることや、就業の希望も様々であることから、個々のひとり親家庭等の置かれた状況に応じたきめ細かな就業支援を行っていく必要があります。
- 子どもの進学や就職への悩みを抱えるひとり親等が多いことから、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援等のひとり親家庭等の児童を対象とした支援の拡充を行っていく必要があります。
- ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、

家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせ、総合的な相談・支援を行う必要があります。また、相談窓口や支援策を知らないために、必要な支援が受けられないことがないように、相談窓口や支援策を周知していく必要があります。

- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。
- 協議離婚の際に父母が定める事項である「養育費の分担」と「面会交流」については、その取り決め・履行が十分に進んでいない現状があります。

施策の方向性

- ✓ 子育てと生計の担い手という二重の役割を一人¹で担うひとり親家庭等の生活の安定を図り、経済的な自立に向けた支援を行うとともに、子どもが心身ともに健やかな成長をしていくため、子育て・生活支援や、養育費確保・面会交流の支援及び経済的支援等を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに応じた自立支援を行います。
- ✓ 仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進します。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行います。
- ✓ 各種職業訓練や就業支援給付金について広く周知するほか、市町村、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等と連携し、巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用を図ります。また、より安定的な雇用や収入を確保することで経済的自立が図られるよう支援を行います。
- ✓ ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給を行います。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦貸付金を活用するとともに、貸付後のひとり親家庭等の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。
- ✓ 個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度につなげられるよう相談窓口や支援策を周知し、適切な相談対応を行うとともに、情報共有の充実に努めます。併せて、市町村や関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。
- ✓ 市町村福祉事務所の窓口就業支援の専門性を確保するため、地域の実情に応じて「就業支援専門員」を配置するなど、母子・父子自立支援員等と連携した総合的な支援体制を構築・強化するための取組を推進します。
- ✓ ひとり親家庭等の子どもは親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況に置かれるとともに、親と過ごす時間も限られ、しつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの状況があるため、世代間の貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭等の子どもの基本的な生活習慣の習得支援・学習支援等の取組を推進します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	子育て・生活支援の充実
2	就業支援
3	就業機会の拡充
4	<u>子どもの生活・学習支援</u>
5	養育費確保・面会交流の支援
6	経済的支援の充実
7	ひとり親家庭等への相談支援体制の充実（再掲）
8	母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）

基本理念 IV 安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

基本施策 7 結婚支援の充実

施策 ① 結婚に対する気運の醸成

施策の目的

- ◇ 独身男女に結婚や家庭に対する意識、関心を高めてもらうとともに、結婚支援に対する地域やボランティア、企業等の理解と取組を促進し、独身男女の活動を支援する体制づくりを推進します。

現状と課題

- 島根県の平均初婚年齢 (H30) は、男性が 30.6 歳、女性が 29.1 歳 で年々上昇しており、未婚・晩婚化が進行しています。
- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査 (H30)」から、独身でいる理由として「時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない (29.9%)」、「安定した雇用・収入がない (23.9%)」、「結婚に魅力を感じない (20.3%)」との回答が多く、未婚・晩婚化の進行の背景には、若い世代の結婚や家庭、子育て等に対する負担感の高さや、結婚への関心の低さが挙げられることから、こうした世代への適切な啓発、情報提供が求められています。
- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、結婚（未婚・晩婚化）問題を社会全体の問題として捉え、結婚を望む独身男女の活動を支援する気運を醸成し、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報を提供するなど、取組を促進する必要があります。

施策の方向性

- ✓ 若年層への結婚、妊娠、出産、子育て等に関する理解、関心を高めるための啓発を推進します。
- ✓ 結婚支援に対する県民の理解、関心を高め、行政やボランティア、コミュニティ、企業等での取組を促進するための啓発を推進します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	啓発活動・情報発信の充実

施策 ② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化

施策の目的

- ☆ しまねで出会い、結婚し、家庭を築き、子どもを生み育てたいと願う男女が、その希望を実現できるよう、「出会いの場づくり」を推進します。

現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査 (H30)」では、「一生結婚するつもりはない」との回答は 9.4%と低かった一方で、独身でいる理由として「適当な相手と巡り合わない」との回答が 44.8%と高く、出会いの場が不足している現状があります。
- 未婚・晩婚化対策として、行政に期待する施策として「出会いの場の設定」が 32.9%と、前回調査 (H25) に比べて 10.1 ポイント増えています。
- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報の提供、マッチングなど、取組を促進する必要があります。

施策の方向性

- ✓ しまね縁結びサポートセンターを通じて独身男女への結婚情報や出会いイベント情報等の提供、ボランティア等による結婚相談・紹介及びコンピューターマッチングシステム「しまコ」の利用等を推進します。
- ✓ 結婚支援サービスが県内どこでも受けられるよう、市町村と連携して結婚相談・支援の体制を整備します。
- ✓ 民間事業者や各種団体等の多様な主体と連携し、出会いイベントの実施や情報発信を実施します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	市町村における結婚支援への取組の強化
2	相談・マッチング機能の充実
3	啓発活動・情報発信の充実（再掲）

基本施策 8 子どもと親の健康の確保

施策 ① 妊娠・出産等への支援

施策の目的

- ☆ 妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、不妊に悩む夫婦等への相談支援、経済的支援を実施し、子どもを生み育てたいと願う人の希望の実現を図る。

現状と課題

- 母親の年齢が35歳以上の出産割合が増加しています。妊娠・出産する時期を失わないよう知識や情報を広める必要があります。
- 夫婦の10～15%が不妊であるといわれ、原因不明の場合もあり、不妊に悩むカップルは増加しています。
- 不妊の原因は、男女双方にあるとされています。このため、男女双方の関わりが必要です。
- 不妊治療の経済的負担を軽減するため、平成17年度から特定不妊治療費助成を行っていますが、制度について引き続きPRし、利用の促進を図る必要があります。
- 不妊に関する情報提供や相談体制が必要なことから、不妊専門相談センターによる相談事業を行っています。また、治療を希望する人が不妊治療を受けやすい社会環境等の整備が必要なことから、正しい知識の普及を一層進める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 妊娠・出産等について自己決定の尊重を基本として、女性及び男性に対して適切な時期に正確な情報提供を行うなどの啓発普及を図ります。
- ✓ 若い男女が早い時期から妊娠・出産についての知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう知識や情報を広める取組を行います。
- ✓ 不妊に悩む夫婦等を対象に、専門医・助産師による電話・面接相談を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。
- ✓ 特定の不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている夫婦を対象とした助成制度を拡充し、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	妊娠・出産等の正しい知識の普及
2	不妊専門相談事業の実施
3	特定不妊治療費の助成（再掲）

施策 ② 母子保健等の充実

施策の目的

- ◇ 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携により、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る。
- ◇ 安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制の充実を図る。

現状と課題

- 周産期死亡率、乳児死亡率、妊産婦死亡率はいずれも全国より低く概ね良好に推移していますが、出生数は年々減少しています。一方、未熟児や、医療的ケアが必要な児は増加傾向にあり、支援体制の充実が求められています。
- 周産期医療は、県内の中核となる4病院と、地域の周産期医療施設とのネットワーク体制の強化を図っていますが、産科医や助産師、小児科医の不足、高齢化、偏在化等深刻な状況は続いており、引き続き医療従事者の確保が課題となっています。
- 全ての親と子が健やかに育つ社会を目指し、妊娠・出産・育児期における切れ目ない支援が提供されるよう母子保健活動を推進していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 安全・快適な妊娠・出産、母親と子どもの健康保持と増進が出来るよう環境づくりを推進し、子どもや母親の健康確保に努めます。
- ✓ 子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、周産期・小児の医療提供体制を整備するとともに、母子・子育てのサービス提供体制を充実します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	<u>周産期医療の充実</u>
2	<u>慢性疾病児・医療的ケア必要児等への支援の充実</u>
3	<u>産前・産後のサポート体制の充実</u>

施策③ 小児医療の充実

施策の目的

- ☆ 県内どこでも子どもが安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図る。

現状と課題

- 県内小児科医の分布は、医療圏域毎に大きな差があり、小児科医の偏在が生じています。
- 小児救急医療は、救急医療体制（初期（在宅当番医、休日診療所等）、二次（救急告示病院）、三次（救命救急センター））の中で確保していますが、一部の地域では初期救急患者が二次・三次救急医療機関に集中することで、診療機能の低下を招いています。
- 小児の悪性新生物や内分泌疾患などの小児慢性特定疾病については、悪性新生物等 16 疾患（762 疾病）について 451 人が給付（H30 年度末）を受けており、小児慢性特定疾病病児が治療を受けやすくする必要があります。
- また、小児慢性特定疾病の対象が 762 に拡大されたことから、制度の周知を図る必要があります。

施策の方向性

- ✓ 県内どこでも子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医の確保に努めます。また、医療圏域毎の効率的な小児救急医療体制を整備していくほか、内科医等を対象とした小児救急に関する研修、保護者向け電話相談サービスを実施するなどにより、小児医療の充実を図ります。
- ✓ 治療が長期間にわたり医療費も高額となる小児慢性特定疾病に係る治療費について、児童福祉法（根拠法）に基づく医療費助成を行ない、患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	<u>小児医療提供体制</u> の充実
2	<u>子ども医療電話相談の実施</u>
3	小児慢性特定疾病への支援

施策④ 食育の推進

施策の目的

- ☆ 「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。

現状と課題

- 朝食を欠食する幼児はゼロではなく、ほぼ横ばいで推移しており、児童生徒は学年が上がるにつれ増加する傾向が見られます。親世代では、朝食の欠食や野菜の摂取不足、塩分摂取についての意識が低い等課題があります。
- 核家族化やライフスタイルの多様化により、子どもだけで食べる「孤食」などが見られ、食に関する知識や食文化が世代間で受け継がれないなどの課題があり、多様化している家族形態や生活状況に配慮した食育の取組が必要です。
- 栄養バランスの偏った食事、運動（外遊び、部活動等）不足、睡眠不足など生活習慣の乱れから、生活習慣病の発症、情緒面への影響など子どもの健康課題が発生しています。
- 子どもたちの望ましい食習慣が形成されるよう、保育所・幼稚園・学校・地域・生産者など幅広い分野の方々と連携した取組を展開し、食育を県民運動として一層推進する必要があります。
- 学校においては、食生活の改善が促進されるよう、組織として一体となって取り組むとともに、地域の保健・医療関係者等の専門家や機関を活用していく必要があります。
- 子育て世代や若者に食に対する関心をもってもらい、食育が実践できるようになるためには、情報発信や体験の場づくりが必要となります。

施策の方向性

- ✓ 子どもたちが食育活動を通して食に関心を持ち、望ましい食生活が実践できるよう、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努めます。併せて子どもたちへの食育が進むよう、親世代への取組を行います。
- ✓ 保育所、幼稚園、学校、家庭、地域の関係団体等が連携して取り組む生活習慣づくり、望ましい食習慣の形成を推進します。
- ✓ 学校給食の充実、地産地消の推進、和食の推進等、栄養教諭を中核とした食育の推進を図ります。
- ✓ 食育の推進、食に関する指導の充実を図るため、「食の学習ノート」等、食育に関する教材の有効活用を推進します。
- ✓ 食文化の継承のための活動を推進します。
- ✓ 身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	<u>食育に関する情報提供</u>
2	<u>食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進</u>
3	<u>食育に関する体験活動の促進</u>
4	食育の推進

基本施策 9 仕事と生活の調和

施策 ① 仕事と子育ての両立支援

施策の目的

◇ 仕事と子育ての両立を図ることができるよう就業環境の整備を図る。

現状と課題

- 「島根県子育て・結婚支援に関する意識調査（H30）」では、女性の就業の望ましいあり方について「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が65.2%と15.7ポイント増加し、「子どもができるまでは仕事をもち、出産を機に退職し、子どもが大きくなったら再就職する」は21.6%と10.6ポイント減少しています。
- 結婚や出産を機に仕事をやめた経験の有無については、女性において「仕事をやめたことがない（現在も続けている）」が41.1%と6.3ポイント増加しています。
- 仕事と子育ての両立に関して行政に期待する施策として「企業への働きかけ（47.6%）」、「安定した雇用の確保（43.0%）」が高い割合となっていることから、安定した雇用の確保や企業への働きかけを進めていく必要があります。
- 仕事と子育てを両立するために職場において必要な取組は「育児休業中の賃金その他の経済的給付の充実」、「育児休業などが気兼ねなく利用できる人的体制の整備や雰囲気づくりを進める」、「子どもが病気やけがの時のための休暇制度の拡充」、「子育て中の者について、勤務時間の短縮や勤務時間の変更を柔軟に行う」が高い割合となっており、安心して働くことができるようにするためには、企業における就業環境の整備を図ることが重要であり、事業主への普及啓発の充実強化を図る必要があります。
- 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等においても仕事と子育ての両立が図られ、自立した生活を営むことができるようになるために、これまでの経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 育児・介護休業法等の関係法制度等について、事業主・労働者等へ普及啓発を進め、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを促進することにより、仕事と生活の調和実現のための取組を推進します。
- ✓ 結婚して子どもを生み育てるというライフプランを描くことができるよう、地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図ります。
- ✓ 結婚・出産・育児等により長期間離職した方に対する再就職支援を行います。
- ✓ 従業員の子育て支援を積極的に支援する企業を認定（こっころカンパニー）、表彰するなど、企業等における仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりを促進します。
- ✓ 男性の育児への積極的な参加を促進するための取組を推進します。

- ✓ ひとり親家庭等については、仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進する。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行います。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	仕事と <u>子育て</u> の両立支援
2	<u>安心して子育てや介護ができる環境づくり</u>
3	離転職者等の職業訓練の実施
4	生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資（再掲）

施策 ② 子育てしながら働きやすい環境づくり

施策の目的

- ◇ 多様化する雇用形態や就業形態において、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい就業環境の整備を図る。

現状と課題

- 令和元年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」によると、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考えに否定的な人の割合が、今回の調査で初めて7割（70.8%＝速報値）を超える一方で、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」という意識に肯定的な人の割合は過半数（59.1%＝速報値）を超えており、子育てに関しては依然として「女性が担うもの」といった固定的な性別役割分担意識が強いことが伺えます。
- また、男性が仕事優先の働き方により家事や育児に十分参画することができないことは、女性の子育てに対する負担感を増大させる一因となります。
- 併せて、将来的に予測される大幅な人口減少や高齢化の進展などにより、地域の産業を支える労働力の確保が重要な課題となっています。
- このため、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて、仕事と生活の調和の取れた多様で柔軟な働き方が選択できる社会が求められています。
- それぞれの雇用形態や就労形態において、労働者が仕事と生活のバランスがとれ、働きやすいものとなるよう、雇用環境の整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 男性を含めた全ての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれて安心して働くことができるよう、「しまね働き方改革宣言（平成29年11月、しまね働き方改革推進会議）」に基づき、島根労働局や関係機関と連携しながら個々人の生活等に配慮した働き方が選択できる職場環境の改善に向けた取組等の普及啓発を推進します。
- ✓ 仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を進めます。
- ✓ 従業員が子育てや介護を仕事と両立させることができ、安心して働き続けられる環境を整えるため、経営者・管理職の意識改革や、職場環境の改善などに積極的に取り組む事業者を支援します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	男女共同参画の理解の促進
2	<u>子育て等や仕事に取り組むことができる環境づくり</u>
3	雇用環境改善の普及啓発

基本施策 10 安心して子育てできるまちづくり

施策 ① 快適な生活環境の確保

施策の目的

- ◇ 公共施設のバリアフリー化、安全・安心で快適な住宅の供給等を図ることにより、子育てを支援する生活環境づくりを進める。

現状と課題

- 誰もが安全かつ快適に暮らせるやさしいまちづくりの推進が求められていることから、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発など、住民、事業者、各種団体、行政等が連携のもと、一体となった取組を進める必要があります。
- 妊産婦等が公共施設等を利用する際、入口近くの駐車スペースを利用できる「思いやり駐車場利用証制度」について、引き続き普及を図っていく必要があります。
- 子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができる低廉な住宅が不足していることにより子育て世帯の住居費に負担がかかっていることから、子育てに適した住宅の供給を進める必要があります。
- 妊産婦、子育て世帯等全ての人が安心して外出できる生活環境の整備が求められていることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、子育て世帯を含む全ての人が安心して利用できる都市公園の環境整備（バリアフリー化等）を進めていますが、未整備の都市公園もあることから、引き続き環境整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発等による公共施設等のバリアフリー化の促進を図ります。
- ✓ 乳幼児を連れた家族が外出時におむつ替えや授乳などのために自由に利用できる施設を広く周知することにより、安心して外出できる環境づくりを進めます。
- ✓ 子育て世帯が、それぞれのライフスタイルに応じて無理のない負担で適正な規模の住宅に居住できるよう、市町村と連携して住宅整備への支援、公的賃貸住宅の供給、住宅に困窮する子育て世帯の優先的な入居方式の導入など、子育てに適した安全・安心で快適な住宅の供給を進めます。
- ✓ 子育て世帯等の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進めます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	ひとにやさしいまちづくりの推進
2	乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備
3	安全で快適な住宅の供給
4	都市公園の整備

施 策 ② 安全・安心なまちづくり

施策の目的

- ◇ 通学路・公園等における防犯設備の整備・改善、地域住民等が行う自主防犯活動の促進、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施等を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進める。

現状と課題

- 近年、都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感や家族の絆が希薄化し、地域社会全体で子どもを守り育てる機能が低下しているほか、通学路等における声かけ・つきまとい事案も継続して発生しているため、徐々に設置台数が増加している街頭防犯カメラの設置促進を継続する必要があります。
- 子どもを犯罪等の被害から守るためには、地域住民による子ども・女性みまもり活動の更なる推進が求められています。特に自主的なみまもり活動に積極的に参画してもらうためには、タイムリーな情報提供が効果的であり、各種広報媒体のほか、「みこぴー安全メール」等のデジタルコンテンツを有効活用した情報提供を積極的に行う必要があります。
- 島根県は侵入犯罪や乗り物盗の被害時の無施錠率が全国的にワースト上位となっており、とりわけ自転車窃盗については、子どもの被害が多数を占めています。子ども世代からの鍵かけ意識の高揚

は自転車窃盗事件だけでなく、侵入窃盗事件の被害防止をはじめとした、安全で安心なまちづくりに大きく寄与すると考えられることから、子どもの鍵かけ意識高揚が求められています。

- 県内で子どもが被害に遭った交通事故の傾向としては、自宅周辺（生活道路）での発生が多い傾向にあります。このため、生活道路及びその周辺における交通規制を適正に実施するとともに、標識・標示をはじめとする各種交通安全施設を計画的に整備するなど、安全安心な交通環境を整えていく必要があります。
- 子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体が一層連携し、地域と一体となって、保護者等も含めた交通安全教室を実施するなど、継続してきめ細やかな指導を行っていく必要があります。
- 平成 24 年に京都府亀岡市をはじめ登下校中の児童が巻き込まれる事故が相次いで発生したことや、近年では平成 31 年 4 月に豊島区で暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、令和元年 5 月には大津市にて集団で通行する園児の交通死傷事故が発生しました。このような子どもが犠牲となる交通事故をなくすため、通学路や未就学児の移動経路等においては、子どもや親子づれが安全・安心して通行するための道路空間を創出する必要があります。

施策の方向性

- ✓ 地域安全推進員、交通指導員、民生児童委員等の「みこびー安全メール」への加入を促進するなど、情報をタイムリーに共有できる取組を進めます。
- ✓ 通学路や公園をはじめとした公共空間における防犯環境の整備・改善や地域住民等が行う自主防犯活動の活性化支援等を通じて、子育てする親にとっても、しまねの未来を担う子どもにとっても、安全で安心できるまちづくりを進めます。
- ✓ 県内各校で行っている防犯教室を通じ、「子ども 110 番の家」や「子ども・女性みまもり運動登録事業者」等について紹介し、有事の備え場所について事前に確認しておくよう指導を行います。また、学校を通じ教職員や P T A への周知も図り、「子ども 110 番の家」等との事前の顔合わせ、有事の際の打ち合わせ等を行う事を推奨していきます。
- ✓ 通学路や未就学児の移動経路等における交通安全施設の整備を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安できる道路空間の整備を進めます。
- ✓ 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全施設の整備や生活道路等における最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制を通じて、子どもや親子連れなどにとって安全で安心できる交通環境づくりを推進します。
- ✓ 段階的かつ体系的な交通安全教育の実施等を通じて、子どもや保護者等の交通安全意識の普及徹底を図り、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名
1	公共空間における防犯環境の整備・改善
2	地域住民が行う自主防犯活動の推進
3	未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における交通安全対策の推進
4	安全な歩行・走行のための道路整備
5	交通安全教育の推進

第5章 教育・保育等の提供及び人材の確保・養成

第4章では、「基本施策4 施策③教育・保育等の提供体制の確保・充実」(P.35)において、「就学前の子どもに対する教育・保育の提供体制の確保」、「教育・保育の質の向上」、「幼稚園教諭・保育士の人材確保」、「地域子ども・子育て支援事業の実施による子育て支援の充実」等について、島根県としての方向性を示したところです。

一方、「子ども・子育て支援法」では、就学前の子どもに対する教育・保育等が適切に提供されるために提供体制の確保方策や教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士、並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の確保や質の向上に必要な支援の内容について、都道府県計画に具体的に記載し計画的に推進していくことが求められています。

このため、第5章では、「子ども・子育て支援法」に定められたこれらの必須記載事項について、第4章で示した方向性を踏まえ、島根県の取組内容を示すことにより、質の高い教育・保育の提供等を着実に推進し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが保障される環境の整備を図ることとしました。

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めることとなっています。

その際、広域利用の実態を踏まえるとともに、教育・保育の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

(2) 区域設定

市町村が定める教育・保育提供区域、広域利用の実態等を踏まえ、子ども・子育て支援法第19条に定められた各認定区分及び地域子ども・子育て支援事業を通じて市町村を1区域とします。

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

(2) 基本的な考え方

本計画における各年度の教育・保育の量の見込みの算定にあたっては、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

また、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても、各市町村計画に定められた数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

なお、提供体制の確保の内容は、各市町村が施設別に定めた利用定員の合計としています。

(3) 各区域の量の見込み、提供体制の確保内容・実施時期

各区域における量の見込み、提供体制の確保内容及び実施時期は以下のとおりです。

<島根県全体>

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)																
確保方策	特定教育施設・ 保育施設	認定こども園・幼稚園*1														
		認定こども園・認可保育所														
	地域型 保育事業	小規模保育														
		家庭的保育														
		居宅訪問型保育														
		事業所内保育施設														
	確保方策	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2														
		幼稚園+預かり保育*3														
		企業主導型保育施設*4														
		認可外保育施設*5														
接 続 保 育		一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6														
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)																
過不足 (B-A)																

集計中

*1 新制度へ移行する認可幼稚園
 *2 新制度へ移行しない認可幼稚園
 *3 幼稚園において、預かり保育(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合、2号認定子どもの受け皿(確保策)として位置づけ可能
 *4 企業主導型保育施設について、地域枠として対象とした分を受け皿(確保策)として位置づけ可能
 *5 市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設
 *6 幼稚園において、一時預かり事業(幼稚園型)により2歳児の受け入れを行う場合は、3号認定子どもに関する受け皿(確保策)として位置づけ可能
 *7 幼稚園において、「幼稚園における長時間預かり運営費支援事業」による0~2歳児の受け入れを行う場合、3号認定子どもの受け皿(確保策)として位置づけ可能

<松江市区域> 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度				
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
量の見込み (A)		1,522	3,807	3,044	1,436	3,679	3,071	1,325	3,495	3,112	1,247	3,393	3,151	1,211	3,378	3,187		
確保方策	特定 保育施設・ 認定こども園・幼稚園 *1	認定こども園・幼稚園	2,708			2,708			2,708			2,708			2,708			
		認定こども園・認可保 育所		3,709	3,222		3,709	3,222		3,709	3,222		3,709	3,222		3,709	3,222	
	地域 型保 育事 業	小規模保育			56			74			74			74			74	
		家庭的保育																
		居宅訪問型保育																
		事業所内保育施設																
	確 保 方 策	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2		50			50			50			50			50		
		幼稚園+預かり保育*3																
		企業主導型保育施設*4			23	64		23	64		23	64		23	64		23	64
		認可外保育施設*5																
接 続 保 育 園		一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6																
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7																	
確保方策合計 (B)		2,758	3,732	3,342	2,758	3,732	3,360	2,758	3,732	3,360	2,758	3,732	3,360	2,758	3,732	3,360		
過不足 (B-A)		1,236	▲ 75	298	1,322	53	289	1,433	237	248	1,511	339	209	1,547	354	173		

<浜田市区域> 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		62	1,112	788	60	1,104	749	58	1,065	735	56	1,037	713	53	988	695	
確保方策	特定 保育施設・ 認定こども園・幼稚園 *1	認定こども園・幼稚園	295			295			295			295			295		
		認定こども園・認可保 育所		1,081	839		1,081	849		1,081	849		1,081	849		1,081	849
	地域 型保 育事 業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確 保 方 策	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
		幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4															
		認可外保育施設*5															
接 続 保 育 園		一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
	幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)		295	1,081	839	295	1,081	849	295	1,081	849	295	1,081	849	295	1,081	849	
過不足 (B-A)		233	▲ 31	51	235	▲ 23	100	237	16	114	239	44	136	242	93	154	

<出雲市区域> 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		1,256	3,459	2,713	1,271	3,500	2,717	1,211	3,334	2,823	1,208	3,325	2,822	1,209	3,327	2,823	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1	1,905			1,898			1,925			1,926			1,926		
		認定こども園・認可保育所		3,006	2,839		3,027	2,860		3,048	2,881		3,069	2,902		3,202	3,138
	地域型保育事業	小規模保育			19			19			19			19			19
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2																
	幼稚園+預かり保育*3	565			572			545			544			544			
	企業主導型保育施設*4								125	145							
	認可外保育施設*5		125	145		125	145					125	145		125	145	
接続保育園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6																
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)		2,470	3,131	3,003	2,470	3,152	3,024	2,470	3,173	3,045	2,470	3,194	3,066	2,470	3,327	3,302	
過不足 (B-A)		1,214	▲ 328	290	1,199	▲ 348	307	1,259	▲ 161	222	1,262	▲ 131	244	1,261		479	

<益田市区域> 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		135	883	744	134	875	710	131	855	687	123	804	666	118	767	646	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1	189			189			189			189			189		
		認定こども園・認可保育所		957	712		957	712		957	712		957	712		957	712
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設			5			5			5			5			5
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2																
	幼稚園+預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
接続保育園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6																
	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)		189	957	717	189	957	717	189	957	717	189	957	717	189	957	717	
過不足 (B-A)		54	74	▲ 27	55	82	7	58	102	30	66	153	51	71	190	71	

<大田市区域>

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)																
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1														
		認定こども園・認可保育所														
	地域型保育事業	小規模保育														
		家庭的保育														
		居宅訪問型保育														
		事業所内保育施設														
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3														
		企業主導型保育施設*4														
		認可外保育施設*5														
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6													
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)																
過不足 (B-A)																

集計中

<安来市区域> 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		100	722	584	95	688	616	92	660	649	93	672	649	97	704	649	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1	449			449			449			449			449		
		認定こども園・認可保育所		722	628		688	662		660	690		672	670		704	649
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4															
		認可外保育施設*5															
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6														
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																	
確保方策合計 (B)		449	722	628	449	688	662	449	660	690	449	672	670	449	704	649	
過不足 (B-A)		349		44	354		46	357		41	356		21	352			

<江津市区域> 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		45	437	338	44	432	335	42	414	339	42	412	334	41	402	326	
特定 保育施設・ 地域型 保育事業	認定こども園・幼稚園 *1																
	認定こども園・認可保 育所	70	450	320	70	450	320	70	450	320	70	450	320	70	450	320	
	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設	小規模保育			20			20			20			20			20
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 幼稚園+預かり保育*3 企業主導型保育施設*4 認可外保育施設*5	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
		幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4															
		認可外保育施設*5			10			10			10			10			10
一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7		一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		70	450	350	70	450	350	70	450	350	70	450	350	70	450	350	
過不足 (B-A)		25	13	12	26	18	15	28	36	11	28	38	16	29	48	24	

<雲南市区域> 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		73	673	503	71	654	466	64	591	476	56	524	482	55	508	478	
特定 保育施設・ 地域型 保育事業	認定こども園・幼稚園 *1	310	10		295	10		296	9		293	8		293	8		
	認定こども園・認可保 育所		685	560		700	580		700	580		694	570		694	570	
	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育施設	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2 幼稚園+預かり保育*3 企業主導型保育施設*4 認可外保育施設*5	確認を受けない(新制度に移 行しない)認可幼稚園*2															
		幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4			9			9			9			9			9
		認可外保育施設*5															
一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6 幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7		一時預かり事業(幼稚 園型)【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0~2歳児】*7															
確保方策合計 (B)		310	695	569	295	710	589	296	709	589	293	702	579	293	702	579	
過不足 (B-A)		237	22	66	224	56	123	232	118	113	237	178	97	238	194	101	

< 奥出雲町区域 > 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度				
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
量の見込み (A)		10	213	160	10	201	150	10	187	150	10	175	140	10	160	130		
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1																
		認定こども園・認可保育所	10	225	160	10	225	160	10	225	160	10	225	160	10	225	160	
	地域型保育事業	小規模保育																
		家庭的保育																
		居宅訪問型保育																
		事業所内保育施設																
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3																
		企業主導型保育施設*4																
		認可外保育施設*5																
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6															
			幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7															
	確保方策合計 (B)		10	225	160	10	225	160	10	225	160	10	225	160	10	225	160	
	過不足 (B-A)			12			24	10		38	10		50	20		65	30	

< 飯南町区域 >

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度				
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
量の見込み (A)																		
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1																
		認定こども園・認可保育所																
	地域型保育事業	小規模保育																
		家庭的保育																
		居宅訪問型保育																
		事業所内保育施設																
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3																
		企業主導型保育施設*4																
		認可外保育施設*5																
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6															
			幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7															
	確保方策合計 (B)																	
	過不足 (B-A)																	

集計中

<川本町区域>

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)																
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1														
		認定こども園・認可保育所														
	地域型保育事業	小規模保育														
		家庭的保育														
		居宅訪問型保育														
		事業所内保育施設														
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3														
		企業主導型保育施設*4														
		認可外保育施設*5														
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6													
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)																
過不足 (B-A)																

集計中

<美郷町区域> 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		1	29	25	1	23	26	1	22	26	1	21	25	1	21	26	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所		84	51		84	51		84	51		84	51		84	51
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4															
		認可外保育施設*5															
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6														
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																	
確保方策合計 (B)			84	51		84	51		84	51		84	51		84	51	
過不足 (B-A)		▲ 1	55	26	▲ 1	61	25	▲ 1	62	25	▲ 1	63	26	▲ 1	63	25	

< 邑南町区域 >

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)																
確保方策	特定教育・保育施設・	認定こども園・幼稚園*1														
		認定こども園・認可保育所														
	地域型保育事業	小規模保育														
		家庭的保育														
		居宅訪問型保育														
		事業所内保育施設														
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3														
		企業主導型保育施設*4														
		認可外保育施設*5														
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6													
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)																
過不足 (B-A)																

集計中

< 津和野町区域 > 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		2	122	63	2	106	63	1	92	65	1	81	64	1	84	63	
確保方策	特定教育・保育施設・	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所	2	93	44	2	81	44	1	70	46	1	62	45	1	64	45
	地域型保育事業	小規模保育		29	19		25	19		22	19		19	19		20	18
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4															
		認可外保育施設*5															
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6														
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																	
確保方策合計 (B)		2	122	63	2	106	63	1	92	65	1	81	64	1	84	63	
過不足 (B-A)																	

<吉賀町区域> 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)		1	105	104	2	119	89	2	111	91	2	119	88	2	112	85	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所	1	102	98	2	116	84	2	111	89	2	117	83	2	115	85
	地域型保育事業	小規模保育		4	6		4	6		4	6		4	6		4	6
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4															
		認可外保育施設*5															
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6														
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																	
確保方策合計 (B)		1	106	104	2	120	90	2	115	95	2	121	89	2	119	91	
過不足 (B-A)			1			1	1		4	4		2	1		7	6	

<海士町区域>

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)																	
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1															
		認定こども園・認可保育所															
	地域型保育事業	小規模保育															
		家庭的保育															
		居宅訪問型保育															
		事業所内保育施設															
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3															
		企業主導型保育施設*4															
		認可外保育施設*5															
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6														
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																	
確保方策合計 (B)																	
過不足 (B-A)																	

集計中

<西ノ島町区域>

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)																
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1														
		認定こども園・認可保育所														
	地域型保育事業	小規模保育														
		家庭的保育														
		居宅訪問型保育														
		事業所内保育施設														
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3														
		企業主導型保育施設*4														
		認可外保育施設*5														
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6													
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)																
過不足 (B-A)																

集計中

<知夫村区域> 【速報値】

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
量の見込み (A)			16	17		11	16		17	10		17	6		16	6
確保方策	特定教育・保育施設・*	認定こども園・幼稚園*1														
		認定こども園・認可保育所		16	17		11	16		17	10		17	6		16
	地域型保育事業	小規模保育														
		家庭的保育														
		居宅訪問型保育														
		事業所内保育施設														
	確認を受けない(新制度に移行しない)認可幼稚園*2	幼稚園+預かり保育*3														
		企業主導型保育施設*4														
		認可外保育施設*5														
		接続幼稚園	一時預かり事業(幼稚園型)【2歳児】*6													
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業【0~2歳児】*7																
確保方策合計 (B)			16	17		11	16		17	10		17	6		16	6
過不足 (B-A)																

< 隠岐の島町区域 >

量の見込み・確保方策		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み (A)																	
特定 保育 施設・ 教育	認定こども園・幼稚園 *1																
	認定こども園・認可保 育所																
地域 型 保 育 事 業	小規模保育																
	家庭的保育																
	居宅訪問型保育																
	事業所内保育施設																
確 保 方 策	確認を受けない（新制度に移 行しない）認可幼稚園*2																
	幼稚園+預かり保育*3																
	企業主導型保育施設*4																
	認可外保育施設*5																
	接 続 保 育 園	一時預かり事業（幼稚 園型）【2歳児】*6															
		幼稚園における長時間 預かり保育運営費支援 事業【0～2歳児】*7															
確保方策合計 (B)																	
過不足 (B-A)																	

集計中

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 趣旨

地域子ども・子育て支援事業については、事業種類ごとに各年度における量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとされています。

(2) 基本的な考え方

本計画における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算定にあたっては、各市町村計画における数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

また、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期についても、各市町村計画に定められた数値を、県が設定した区域ごとに集計したものとしています。

(3) 区域毎の提供体制の確保内容・実施時期

事業種類ごとの提供体制の確保内容及び実施時期（県全域）は以下のとおりです。

①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

[単位:箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)					
確保の見込み(B)		集 計 中			
過不足(B-A)					

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業

[単位:人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)					
確保の見込み(B)		集 計 中			
過不足(B-A)					

③放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

[単位:人, 箇所]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)						
確保の見込み(B)	確保人数(B)	集 計 中				
	箇所数					
過不足(B-A)						

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

[単位:人]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)						
確保の見込み(B)		集 計 中				
過不足(B-A)						

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

[単位:人]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)						
確保の見込み(B)		集 計 中				
		※市町村ごとに実施機関、実施体制等を設定				

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

[単位:人]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)						
確保の見込み(B)		集 計 中				
		※市町村ごとに実施機関、実施体制等を設定				

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

[単位:人日(上段)、箇所(下段)]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)						
確保の見込み(B)				集 計 中		

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所(ファミリー・サポート・センター事業による預け先など)において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(1) 幼稚園における在園児を対象とした事業 (幼稚園型)

[単位:人日]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	1号利用					
	2号利用					
確保の見込み(B)				集 計 中		
過不足(B-A)						

(2) 一時預かり事業 (幼稚園型を除く。)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業:病児・緊急対応型及び就学後を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

[単位:人日]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)						
確保の見込み(B)	一時預かり事業					
	子育て援助活動					
	子育て短期支援					
過不足(B-A)						

⑨病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応型)

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

[単位:人日]

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)						
確保の見込み(B)	病児保育事業					
	子育て援助活動					
過不足(B-A)						

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業：就学後）

乳幼児や小学校等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行う事を希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

[単位:人日]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)					
確保の見込み(B)	集 計 中				
過不足(B-A)					

⑪妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	対象者(人)					
	健診回数	集 計 中				
確保の見込み	※市町村ごとに実施場所、実施体制等を設定					

4 認定こども園の需給調整に関わる特例措置等

(1) 認定こども園の普及に係る考え方及び移行に必要な支援

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受入れられる施設であることを踏まえ、以下の取組を実施し、移行を希望する施設を支援していくこととします。

- ① 認定こども園へ移行を希望する施設が、既存の補助制度等を円滑に活用し認定こども園へ移行できるよう支援します。
- ② 認可・認定権者として、移行を希望する施設、市町村からの相談に適切に対応します。
- ③ 供給過剰地域等においても、認定こども園へ移行を希望する施設が移行できるよう「需給調整に係る特例措置」の適切な運用を図ります。

(2) 需給調整に係る特例措置

供給過剰地域等においても、既存の幼稚園、保育所等が認定こども園へ移行を希望する全ての施設が移行できるよう、「需給調整に係る特例措置」に基づき、以下のとおり、計画に定める区域の需要量に一定の数（以下、「計画に定める数」という。）を加えることとします。

既存の幼稚園、保育所が認定こども園へ移行する際は、当該区域の「量の見込み」と「計画に定める数」の合計数と当該区域の確保方策の合計数を比較し認可・認定を行います。

なお、計画に定める数は、今後の移行希望等を勘案し、次のとおり設定することとします。

<計画に定める数>

区域名	1号	2号	3号	区域名	1号	2号	3号
松江市				川本町			
浜田市				美郷町			
出雲市				邑南町			
益田市				津和野町			
大田市				吉賀町			
安来市				海士町			
江津市				西ノ島町			
雲南市				知夫村			
奥出雲町				隠岐の島町			
飯南町							

教育・保育の量の見込みを
踏まえて今後算出

(3) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

認定こども園目標設置数は、移行希望はあるものの移行時期を検討している施設が多いことから、保育所等に対する認定こども園への移行希望調査結果及び市町村への聞き取り調査等を参考として、目標設置数とします。

<区域別の目標設置数>

[単位：箇所]

区域名	令和2年度末	令和4年度末	令和5年度以降	合計
松江市				
浜田市				
出雲市				
益田市				
大田市				
安来市				
江津市				
雲南市				
奥出雲町				
飯南町				
川本町				
美郷町				
邑南町				
津和野町				
吉賀町				
海士町				
西ノ島町				
知夫村				
隠岐の島町				
県合計				

移行希望調査の結果を
踏まえて今後検討

※認定こども園の設置数は全施設類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の合計数

(4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

幼児期の発達には連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、発達に応じた子育て支援を安定的に提供していく必要があります。

また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たしていることを踏まえ、入所している施設に関わらず、質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障する必要があります。

県としては、平成30年度に設置した幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、連携型認定こども園保育・教育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、指導・助言や研修会を開催するなど、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいきます。

また、「島根県幼児教育振興プログラム」を活用し、市町村及び幼児教育施設、県、保護者、地域が幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

そして、市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上を主体的に取り組むことができるように体制を構築します。

5 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保及び資質の向上に必要な支援

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法第62条の規定に基づき、質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、それに従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（従事する見込数を含む。）を定めることとされています。

(2) 保育教諭・幼稚園教諭・保育士の確保

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士を確保することが必要です。

確保のためには、人材養成及び就業の促進を総合的に推進していく必要があることから、総合的な取組を行い、必要見込み人数の確保を図って行きます。

なお、既存施設の認定こども園への移行状況等により、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士の数は変動することが予想されることから、認定こども園への移行状況等を踏まえ適時見直しをすることとします。

①教育・保育、地域型保育を行う者の見込み数

(算定方法)

ア H29 社会福祉施設等調査の年齢区分別利用児童数から、最低基準上必要な保育士数を算出

イ H29 社会福祉施設等調査の保育士数（常勤換算数）とアの結果を比べ、最低基準にどの程度上乗せされているか、算出

ウ イで算出した上乗せ割合が今後も続くものと仮定し、数値を算出

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭					
幼稚園教諭		教育・保育の量の見込みを踏まえて、今後算出			
保育士					

②保育の現状

平成30年度に県が実施した「保育士就業支援に向けた実態調査」の結果では、平成25年度調査と比較し、保育士の充足状況が下がっており、保育士数にゆとりがなく、勤務の負担が大きくなっています。年度中途の保育士不足も改善されていない状況が見受けられます。特に、石見・隠岐地区における保育士不足は深刻な状況です。

また、平成29年度に保育現場を離職された正規職員のうち、半数が5年未満で離職しているなど、労働条件や賃金等の処遇の改善や労働環境の改善等による保育士の職場定着が課題となっています。

③人材確保の取組

保育ニーズや保育現場で抱える課題に答え、保育士確保のための様々な取組を、関係機関と連携しながら積極的に進めます。

- 行政、保育士養成校、保育団体、ハローワーク、県社協等の関係機関で構成する「しまね保育士確保・定着推進会議」を開催し、引き続き課題の共有や取組の検討を行います。
- 新卒者の県内への就業促進のために、修学資金の貸付や県内外の養成校でのガイダンスや就職相談会実施に対する支援等を行います。また、県外保育士養成校に在籍する学生が県内で保育実習等を行う際の旅費助成を行います。
- 潜在保育士の再就職支援のために、引き続き保育士・保育所支援センター、保育士再就職コーディネーター、しまね保育人材バンクを活用し、就職相談や情報提供、求人保育所とのマッチング等を行うほか、保育所体験バスツアーの開催等を行います。
- 離職防止のための労働環境改善の取組支援や、新人職員研修の実施等、保育士の職場定着を図ります。
- 必要人数の増加が見込まれる保育士及び保育教諭については、保育従事者や幼稚園教諭の保育士資格取得や、認定こども園に勤務する保育教諭の幼稚園教諭免許更新講習の支援等を行います。

<主な取組>

	事業名	事業内容
1	保育士修学資金貸付事業	指定保育士養成施設に在学する保育士を目指す学生に対し、修学に必要な費用の貸付を行います。
2	保育補助者雇上費貸付	保育士の負担軽減のために保育補助者を雇用する際の雇上費について貸付を行います。
3	未就学児を持つ保育士に対する保育料等の貸付	未就学児を持つ保育士の方が保育所等に勤務する際に、その子どもの保育料の貸付を行います。

	事業名	事業内容
4	就職準備金貸付	保育所を離職した潜在保育士の方が再就職をする場合の就職準備金について貸付を行います。
5	未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付	未就学児を持つ保育士の方が、早朝勤務や遅番など勤務の都合により、ファミリー・サポート・センター等の子どもの預かり支援サービスを利用する際の利用料金について貸付を行います。
6	新卒保育士確保支援事業	保育士養成校の学生等を対象とした人材確保の取組を実施します。 ① 県内就職相談会の開催（ <u>松江・浜田</u> ） ② 県外ガイダンスの実施（ <u>主に中国地区</u> ） ③ 離島及び県西部等の保育所における人材確保の取組支援（ <u>隠岐及び県西部等の保育所職員が県外の養成校に出向き、事業所説明等を行う際の旅費交通費を助成</u> ）
7	保育士資格取得支援事業	幼保連携型認定こども園や保育所等における保育士等の確保のため、対象者が保育士資格を取得するために要した保育士養成施設の受講料及び受講する保育従事者の代替に伴う雇上費の補助等を行います。 (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 (4) 保育所等保育士資格取得支援事業 ① 保育所等保育士資格取得支援事業 ② 保育士試験による保育士資格取得支援事業 (5) 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許状更新講習受講支援事業
8	保育士・保育所支援センター <u>設置・運営</u> 等事業	東部、西部の島根県福祉人材センターで、潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行います。 ※「保育士再就職支援コーディネーター」を配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に勤務する保育士の相談対応、新規就職者のマッチング支援、しまね保育人材バンクの運営などの事業を実施
9	しまね保育実習等旅費支援事業	県外の保育士を目指す学生の方が、県内の保育所で保育実習や就業体験・ボランティアを行う際の旅費を助成します。

（3）職員の資質の向上

質の高い教育・保育、地域型保育事業及び病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業の実施に当たって基本となるのは人材であることから、幼稚園教諭、保育士等専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。

また、離職防止のための研修の実施等、保育士の職場定着を図る必要があります。

平成30年度に設置した幼児教育センターを中心に、園内研修の支援や研修会を開催し、幼稚園教諭、保育士等の資質の向上に取り組みます。

<幼稚園教諭・保育士等の資質向上のための主な取組>

	幼稚園教諭 【幼稚園】	保育教諭 【幼保連携型認定こども園】	保育士 【保育所等】
初任	新規採用幼稚園教諭研修 法令に基づく現職研修の一環（実践的指導力の向上）	新規採用幼保連携型認定こども園保育教諭研修 法令に基づく現職研修（実践的指導力の向上）	保育士等キャリアアップ研修【保育実践】 <u>子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。</u> ※幼稚園教諭、保育教諭も参加可能
	中堅教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修の一環（専門性・指導力向上、中堅教員資質の向上）	中堅保育教諭等資質向上研修 法令に基づく現職研修（専門的知識及び技能の向上、中核的な役割を果たす上で必要な資質能力の向上）	保育士等キャリアアップ研修【各分野】 ※テーマ研修を参照
テーマ研修	幼児教育推進研修 <u>幼児教育に関する内容や保育技術、幼児教育施設の運営・管理に関する専門的な知識を身に付け、実践的指導力を高める。</u>		
	幼小連携・接続研修 <u>幼小連携・接続の必要性についての理解を深め、幼小連携・接続を推進するリーダーとしての実践的指導力を高める。</u>		
	保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等が合同で相互理解的な研修を行うことで、要領・指針が求めている保育・教育の共通理解を図る。		
	就学前人権・同和教育講座 幼児期における人権・同和教育について理解を深めることで、子ども一人一人を大切にしたい幼児教育・保育の実践力向上につなげる。		
	開発的教育相談・積極的生徒指導実践講座 教育相談・生徒指導について理論と体験的研修を通じて学び、日々の教育活動における実践力を身に付ける。		
	保育士等キャリアアップ研修【乳児保育】 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	保育士等キャリアアップ研修【幼児教育】 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	保育士等キャリアアップ研修【障がい児保育】 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	保育士等キャリアアップ研修【食育・アレルギー対応】 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	保育士等キャリアアップ研修【保健衛生・安全対策】 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	保育士等キャリアアップ研修【保護者支援・子育て支援】 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。		
	保育士等キャリアアップ研修【マネジメント】 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。		
	島根県私立幼稚園教育研修会 島根県私立幼稚園地区別教育研修会		
	私立幼稚園の資質向上を図る。		

6 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上に必要な支援

- 子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業に従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められていることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施していきます。また、放課後児童クラブ運営アドバイスや児童支援ノウハウの助言等を行う人材を配置し、放課後児童支援員の質の向上を支援していきます。
- 利用者支援事業、一時預かり事業等を安定的に提供していくためには、保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得した人材を育成することが必要となります。このため、子育て支援員の養成研修を実施していきます。
- 質の高い地域子ども・子育て支援事業の実施にあたって基本となるのは人材であることから、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業等のキャリアアップ研修を実施することにより、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上に取り組みます。

1 県民が一体となった推進

- 進行する少子化の流れを変えるとともに、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させていくためには、家庭をはじめ、就学前の子どもを受入れる認定こども園・幼稚園・保育所、学校、地域、企業、行政など社会の全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。
- このため、NPO、その他の民間団体やグループ、県民の理解と協力を積極的に求め、県民等との協働のもとに社会全体で子ども・子育て支援を進めます。
- また、子ども・子育て支援の推進において、大きな役割を担う事業主との連携を一層密接に行いながら、取組の推進を図ります。

2 全庁的な推進

- 知事部局、教育委員会、警察本部と一層の連携を図り、部局及び本庁・地方機関の枠を越えた情報の共有や施策の評価・分析を行い、全庁を挙げて総合的、計画的に少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援に関する施策の推進を図ります。

3 国・市町村との連携

- 国及び市町村と密接な情報交換を行い、連携及び協働を図るとともに、国・県・市町村の間で適切な役割分担を行いながら、少子化対策、子ども・子育て支援、次世代育成支援対策、ひとり親家庭等自立支援を総合的、計画的に推進していきます。

4 計画の点検・評価・見直し

- 計画策定後は、島根県子ども・子育て支援推進会議等を活用して各事業の実施状況及び計画全体の成果を評価・点検し、公表します。
- 社会情勢の変化や計画の達成状況、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。